

第三十一回国 参議院社会労働委員会會議録第二十四号

(三二〇)

昭和三十四年四月一日(水曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

三月三十日委員紅露みつ君辞任につき、その補欠として青木一男君を議長において指名した。

三月三十一日委員中野文門君、後藤義隆君及び青木一男君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君、横山フク君及び紅露みつ君を議長において指名した。

本日委員谷口弥三郎君及び松岡平市君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君及び大沢雄一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝保 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君
常岡 一郎君

委員

有馬 英二君
大沢 雄一君
草葉 隆圓君
小柳 牧衛君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
西田 信一君
横山 フク君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君

藤田藤太郎君
光村 甚助君
田村 文吉君
倉石 忠雄君

労働大臣 倉石 忠雄君
運輸省船員局長 土井 智喜君
労働政務次官 生田 宏一君
労働大臣官房長 澁谷 直藏君
労働省労働局長 龜井 光君
労働省労働 堀 秀夫君
基準局長

説明員
労働大臣官房労働統計調査部長 大島 靖君

本日の會議に付した案件
労働情勢に関する調査の件
(国際労働条約批准等に関する件)
最低賃金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。三月三十日付をもって紅露みつ君が辞任し、その補欠として青木一男君が選任されました。

三月三十一日付をもって中野文門君、後藤義隆君及び青木一男君が辞任し、その補欠として谷口弥三郎君、横山フク君及び紅露みつ君が選任されました。

四月一日付をもって谷口弥三郎君が辞任し、その補欠として小柳牧衛君が選任されました。

○委員長(久保等君) 労働情勢に関する調査の一環として、国際労働条約批准等に関する件を議題といたしました。御質疑を願います。

○小柳勇君 質問いたします。この前の光村君の質問に関連して質問をいたします。

第一は、ILOの百四十一回理事会の、結社の自由委員会、日本の政府に対して質問をいたしております。先日の局長の答弁では、四月十五日までに政府の返事をもらいたいという書面がきています。その書面に對して、どのような返事をなされたか説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(龜井光君) 御指摘の通り、先般御指摘申し上げましたように、四月十五日までに、批准の手續につきましては準備の進捗状況を、われわれとしましては御報告したいと思つております。まだその間、われわれの準備が今進んでいるところであり、その直前になりまして、そのとき現在における状況を報告したいと考えております。(議事進行と呼ぶ者あり)

○委員長(久保等君) ちょっと速記やめて。
午前十一時三十分速記中止
午前十一時四十分速記開始
○委員長(久保等君) 速記を起して。
○小柳勇君 それでは返事をやられる四月十五日までには向うに回答されるが、この間の労働大臣の答弁では、全通三役の解雇は条件とする、こういうことをはつきり言明しておられるが、そのこともILOの理事会に回答として出されるのかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(龜井光君) すでに先月の終りに、ILOに對しましては、先月の二十日に閣議で了解を得ました事項につきましては、そのまゝ報告をいたしております。その中に、大臣からこの前御答弁のごさいましたように、全通問題が入つておるわけでございまして、従つて、この問題は新しい問題ではございせんので、われわれとしては、法案の準備その他の進捗状況につきましては報告したい、かように思つておる次第であります。

○小柳勇君 大臣に質問いたします。が、全通三役改選を条件とするというところは、日本の政府が閣議で御決定になつたのであるかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 閣議決定というわけでもありませんが、閣議で了解事項として方針を決定いたしております。

○小柳勇君 そうしますと、結社の自由と団結権の擁護というのは、そのような、政府が組合の役員の改選なり選出については干渉しないという精神であるが、その精神にもとるだけではなく、批准しようとするその内閣の、政府の腹というものが全然それをであるといることに、われわれとしては認定するが、その点について大臣はどのような考へておるか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 解釈は御自由であります。が、われわれは干渉はいたしておりません。私どもは、従つて、法律を守つてもらいたいというところだけは何人に対しても要求しているのではありません。従つて、組合がどういう態度をとろうと、私どもは干渉はいたしませんけれども、批准の手續をするしないは政府の責任においてやるわけでありまして。

○小柳勇君 法律を守る守らないの問題はあとでいたしますが、もしここで全通の三役が次の大会で批准をする条件として、日本の政府がきめたということをもつて役員を改選したとするならば、その組合は政府の御用組合と判定されなければならぬが、その点について大臣はどのような見解を持っておるか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御用組合といふのは、経営者の便宜のために存在して、事務所を借りておるとか、月給を差し引いてもらつておるとか、いろいろなお世話をされて、そうして経営者の便宜のために存在するのをわれわれは御用組合と考えております。日本の全通といふ労働組合は御用組合ではないと私は確信をしております。従つて、全通が正しい法を守るという態度をみずからおきめになることについては、私どもは非常に敬意を表します。が、そのために御用組合ではないのであります。

○小柳勇君 大臣はしばしば國民の期待といふことを言われるが、その國民

の期待ということ、政府の行政的ないろいろな措置というものを、同じように結びつけて、大臣は常に答弁をしておられる。そのような観点からするならば、今ここで条件として内外に発表されるということは、そのように組合員に対すること入れであって、もしそのようなことによつて組合員のこの役員選出の自由、そういうものについてこ入れしたという判定がなされる、私はそのように判定するが、そのようなことで組合の役員が改選がなされ、そうしてその政府の条件、そういうものについてこ入れされたといわれれば、それは認定せざるを得ない。そのような組合は、大臣がどのように昇解されようとも、政府のそういうようになつてこ入れに會つて、政府の思ひ通りに動かされたといふ判定を得ないでしよう。そういうような組合は、ILOの理事会その他で問題になる、そういうときに、一体大臣はどのように答弁されるか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 藤林あつせんを尊重してつばな態度をとられた国鉄労組については、世間がみな敬意を表しております。それと同じことではありません。

○小柳勇君 国鉄労働組合の問題は、先日も言ったように、組織の問題である。組織内部でそのような情勢を組織自体が判断してこれを決定している。全通の三役の解雇の問題は今起つた問題ではない。すでにこの答申の出る前に、労働なども判定する、その前に、いろいろな事情があつて、起つておつて、その情勢を判断しながらそのことには触れないと労働問題懇談会としては答申している。それに触れて

答申するということは、労働組合の自主性を阻害し、いろいろこ入れするといふ判定をされてはいけないといふことで、答申する労働としては、そのようなことを避けて、そのことに触れておられない。中山会長も、はっきりそのことは、全通の問題は条件ではないと言明しておられます。その労働の答申を尊重するといつて、労働大臣が、今ここで条件としてこれを内外に発表して、そうしてこの全通の三役が改選しなければ批准しないといふ言ひやうなことは、その批准するといふ大きな一つのこ入れで、組合の自主性を阻害するといふ判定を得ないので、そのことについて、大臣はどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) しばしば私が本席で申し上げておりますように、労働問題懇談会というものは、労働大臣の諮問機関であります。従つて、その意見を尊重することもわれわれの考へ方であり、国民に対して責任を負うのは労働問題懇談会ではなくて、行政府たる政府でありますから、政府の独自の見解に基いてこれを尊重して処置するのが当然であります。そこで、全通がどういふ態度をおとりにならうとも、全通の御自由であります。私が、私も国民の期待にそむかないうちに、正常な労働慣行を作つていきたいといふ、こゝういふ考へ方に立つて、やはり現存する法律は守つてもらわなければならぬといふ態度については、小柳さんも御理解をいただけると思ふのであります。従つて、そういうやうな、一方的な態度を故意におとりになつておる限りは、政府としては、八十七号条約を批准するという建

前は、自由にして民主的な労働運動をやつていこうという建前で批准するのでありますから、自由にして民主的な労働運動というものは、法律を犯すやうなことをいうのではないのでありますからして、従つて、われわれは、正常なる労働運動が行われるように期待をする。そういうわけであり、私は、私は願わくば、なるべく表立つていろいろな御議論をなさらないで、やはり全通も政府もやういふようにしていただくことが、みんなが必要なことではないかと、こゝういふことを何べんか申し上げておるのであります。

○光村基助君 御自由にされるのはけつこうだとおっしゃるのですから、全通もやはり去年の大会で、解雇された組合の役員を再び選んでいられるんですよ。全通の解雇三役をかえないう限り批准しないとおっしゃいますけれども、これは解雇の問題と批准と別々だと思ふ。解雇されたのは去年の三月なんですよ。批准の問題は数年も前から、二十七、八年ころから批准をしてくれと言つてゐる。あなたが労働大臣のときでも、たしか二十九年か何年のときでも、私、議員になる前から、公労法四三三項は削除しろといふ議論があつたことは事実ですよ。その時分から四三三項は削除しろ、ILO条約を早く批准しなさいと言つていたのだから、そのときまたまた、これは例ですけれども、批准しておれば全通の解雇三役の問題は問題にならないはずなんです。たまたまあなたの方は批准が追い詰められて、どうしても批准しなければならなくなつた、そうしたら、たまたま全通で解雇三役をかかえていた、ちやうどいいさいだとして食いつ

いてゐる。私は居直り強盜のたぐいだと思つてゐるのです。実際上は全然切り離して考えるべきだ——われわれが数年前から言つてゐることなんです。そのときに四三三項が解決しておれば、全通の問題なんか起つていないじゃないですか。さきに批准しておれば起つていないといふことなんです。批准に追い込まれて、たまたま全通の問題があつたから、その足をつかまえて、言いがかりつけているのと同じかと思ふ。この点どうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) あなたの御見解から言へば間違つてゐることがあります。一つは、政府は批准せざるを得なくなつたから批准するのではないのであります。日本政府は、もともILO機構について全面的に協力するといふ態度、従つて、できるだけの多くの条約を批准する建前であり、八十七号条約についても、やはりこれについて、早く批准することがいふといふことではあります。批准する場合には、どういふふうになるかといふ影響について、一年半前に労働問題懇談会に諮問をいたしました。幸いにその結論が出ましたので、その趣旨を尊重して、批准をするといふ態度を決定いたしましたわけでありまして、追ひ詰めたものではございません。正々堂々たる労働政策の見地に立つて、われわれは批准という態度を明らかにした。従つて、ILO事務局においては、非常に歓迎するといふことを言つておりまして、その通りであります。ただし、これによつて来たる影響は、政府は行政府として国民に負わなくちやありませんからして、そこで諸般の準備

を整えなければならぬ。そういうことで、もつぱら準備をしてゐる。同時にまた、公労協、関係のある公労協で特に違法な行為をいたしておるやうな方々は、やはりみづから反省されて、そうして、八十七号条約という正々堂々たるものを批准するのだからして、やはり現存する法律は守らうではないかといふ御態度に出ることがおるのではないかと、こゝういふことを言つておるのであります。でありますから、私は、この批准をするといふことについての最終的責任は、国民に対して政府が負うのでありますから、そのことについて、政府のやるべき態度について、批判は御自由であります。それぞれのお立場で、そんなことは必要ないといふお考えを持つ者もあるだろうし、そういうことが必要だと解釈する者もありましよう。しかしながら、政府は、国民に対しては、やはり違法行為をやられる者が現存する限りは、批准の態度をとるべきでないといふことが、国民に対して政府が責任を負うゆゑであるとして理解いたしておるのでありますから、何と言われても、やはり政府の責任においては、今のやうな状態が継続してゐる限りは、諸般の準備が整つても、批准の手続きを国会に提出することは困難であるといふことを明確に申し上げておるわけでありま

す。

○光村基助君 もう一点。それなら大臣にも一つお伺ひしますが、全通といふ組合は、あなたの方の言ひ分では、公労法上の組合ではないから、団体交渉もしないかぬといふことをあなたの方ではおっしゃつてゐる。郵政省でも、正當な組合ではないから団体交渉

労働運動の動きがなからねば、政府みずから法を守らなかつたではないか、そういうふうなことは今裁判所で争つておることであるし、その判決が出なければ、大臣が勝手に違法行為があつた、そういうふうな断定することはできないではないか。従つて、法を守ることを国民が期待しておる、国民の期待はそうでありましよう。私も理解いたします。法としては悪法であつても、あくまでもわれわれとして法を守る立場である。国民もそうであるし、労働組合も法を守るといふ立場におるわけですから、それは労働運動の過程でいろいろの運動があるだろう。その幅は裁判所が判定することであつて、それを労働大臣がこで業務の正常なる運営を阻害したなどと勝手に判断して、違法組合である、そういうふうな判定することは許しがたい、許し得ないことです。従つて、私はその守る、守らないという問題は、これは裁判所にまかして、国民の期待というものは、決して大臣が言うように、今全通の三役をかえよといふような期待ではないと思ふ。それは組合みずからの問題です。大会の問題です。機関の問題です。そういうことでまかして、批准についての条件などということにはしない、もう一回一つ大臣はそういうふうなことで考え直してもらいたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) お互いに、まあ専門家のおそいので、そしてわかり切つたことをお互いに非常に何べんか言つておられるようでありますが、私は結論的に申し上げると、皆さんも私も一点だけ違つておるところがあるのです。つまり批准するということに

ついては決定した、早く批准しろ、そのために政府も準備を整えております。全通がああいうことでは困る、こういうことについてそれは関係ないではないか、こういうことよりでありましよう。そこで私は皆さんにお願いいたしたいと思ひます。もうむずかしい理屈は抜きにして、ことに御関係のある光村先生もおいでになることでありますから、ここで表向きいろいろなことをやつておることは、やはりうまくないじゃないか。それよりはせつかく大方針をきめたのだから、政府にこれは一つ早く批准をさせるように協力してやうではないか、こういうふうな考えをいだきたい。このことはもう理屈抜きにして私はお願いすることでありましよう。日本の労働政策としてやはりそろそろという立場に立つていただければ、こういうところで、しかも速記を置いていろいろやらねばならないとむずかしいから、そうしてその話し合は、どういふことがやはり支障になつてゐるかといふことはわかるのであつて、お互いに全通組合にもわれわれ個人的に知っている人は、なかなかおとなりのつばな人がおられますから、そういう人たちがやりにくくなつちまう、どういふふうな解釈しておりますので、どうか一つ政府の考え方も十分もう理解しておられるのでありますから、そういうふうな御協力をお願いいたしたい、こういうふうな考えております。

○光村基助君 大臣に頼まれたのですが、私からも一つ大臣にお願いしたいことがあるんです。それは速記をつけ悪ければ、また光村基助が全通の委

員長になつていつてもいいというのならこれは話し合ひにいけませんけれど、それはあなたの方でもいかなだつたかと思ふんです。じゃ、違憲の問題なんかむずかしいことは私はやめましよう。ざつとばらんに言ひますがね。首を切られたことは事実なんです。公労法四条三項のあることも私は否定しません。これは確かにあるんです。ただ、首を切られた問題が納得できない、ただ指令を出しただけだから納得できないといつて今裁判所へ出しているわけですね。これは白と出るか、黒と出るかわかりません。わからないんです。あなたの方でもおととい出ました裁判の問題、特別刑法を適用したのは憲法違反の問題だといふ裁判所の問題ね、あれは第一審だから最高裁までいくとおつていふ。第一審でもものがきまるのだから憲法違反は成り立つていふ。しかし、上までいくでしよ。全通で首を切られた問題でも白と、黒と出ないから最高裁までいかなければわからぬわけなんですね。そうすると、当然まだほんとうに私は全通が違法を起していると思ひないんです。首を切られたが黒白つかない、最高裁までいつてみなければ。ただ第一審できまるんだつたら、それは政府は憲法違反を犯していることになる。それでしよ。これは理屈になるかも知れませんがね、それだから全通の方ではこれは首を切られていたことが違法だから四条三項には抵触しないと言つてゐるので、四条三項が無効だといふことを今言つてゐるのじゃない。その点一つ御理解願ひたい。その点を答弁していただきたい。

それからもう一つはね。全通が違法行為をやつてゐる限り批准しないとおつしやるんですが、そうすると労働組合は全通だけじゃないですよ。国鉄もあれば、電電公社も、専売も、たぐさん公共企業体があるわけですよ。そうすると、その連中は、非常に言へば迷惑をこうむつてゐる。そうすると、あなたの方の政策というものは公労協の中に一つのくさびを打ち込むねらいもあるだろうと思ふ。この点二つ。もう一つ、あなたも私に頼まれたから、私も大臣にお願いしておきたい。と申しましたのは、四条三項ができたことは、たまたびあなたとやりとりしましたが、あなたの方は、われわれの方から頼んで作つたんだとおつしやるけれども、われわれの方は、あの当時私も組合におりました、確かあなたの方から出てゐる文書の中に、当時の極左勢力から労働組合を守るために、いわゆる進駐軍の命令であれが出たといふことになつてゐる、出たんです。われわれもこれは積極的に反対しなかつたことは、これは事実です、確かに。しかし、その当時としては、労働組合の現状というものは、極左勢力に牛耳られていた時代から民同の組合になつて、ずつとやつてきてゐる事実を御存じだと思ふ。あのときと今とは非常に組合の内部が違つてゐることも御存じだと思ふんです。情勢が違つてゐる。あなたの方では都合のいいときには占領当時と今は情勢が違つたとおつしやる、労働運動だつて今の極左勢力と民同組合とは非常に事情が違つてゐる。もう一つは、あなたの方は、日本が今や六大産業国家になつた、東洋の先進国とおつしやるんですが、確かにそ

うなんです。しかし、これはね、敗戦後、今日の日本の経済を資本家だけが立て直してきたと言ふことは私は全くできないと思ふ。労働者がやはり低賃金に甘んじたり、栄養失調ながらやはり食ふんがためにこつこつと終戦後十四年間働いたこの功績といふものも私は認めてもらひたいと思ふ。それならば相当行き過ぎがあつても、敗戦後、日本が今日まで立て直つた裏には労働者だつて相当貢献しているのだから、幾らかぐらゐの行き過ぎがあつても、四条三項を削除してやつて、そしてまた行き過ぎがあつたら一つまた、カチンとやろうという親心を倉石さんあたり持つてもらへないか、最後に私はお願いです。この三つの点をあなたに質問とお願ひをしまして、あなたとはもうこういふやりとりはしないことにいたしましたから、さうに一つ答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大体光村さんのおつしやることは私も非常に考え方が接近してゐるのであります。ただ最初のところでは、解雇された者がまだ最終判決を受けておらないから、そういう者がおることが違法であるとは言へないではないかといふお話であります。このことは御承知の通りに、それぞれの法律に基いて違法を行なつたといふことで解雇をされたすれば、最終的判決があつて、そのことが間違ひであつたといふことになれば、原状回復が行われることは御承知の通りであります。しかし、それまではやはり経営者側は、これは解雇をいたしたといふことで取扱ひをいたしております。従来、他の公社においても

その通りです。従って、その解雇された者を特に代表者として選んできてい

るものは、その限りに於いて合法的組合として正当なる代表権を持った者が

おられないという解釈をいたす、このことは従来通りであります。そういう取

扱いをいたしております。

それから四三三項というふうなものを削除する、この精神というものは

私どもは全く同意であります。私は基本的な考えをしておりますのは、今一般に

考えられております労働組合の指導者たちに向つて、ほとんど同じ社会に

住み得ざる極左的なものであるような解雇をいたしておるようなものもあり

ますが、なるほど少数はそういうものもありまして、しかし、私は先ほど

お話のように、終戦以来十三年、日本の経済をこまめに立て直して参りました

大きな力は、働く人々の力の結集であると確信をいたしております。また、組織労働者大衆の大部分というものは、堅実な民族意識を持った日本の

からして、私は政府が八十七号条約を批准しやういふに協力してもら

いたいと言つておる私の言葉は、おそらく全通大部分の人たちが十分に理解

されておる。そして双方を上げて賛成しておられるだろうと確信をして、そ

ういふ方向に出ることを期待してゐるのであります。その点において、あなたとちつとも変らないわけでありま

す。

○小柳勇君　そうすると、第一点から確認していきませんが、四三三項、地公

労法五三三項削除については、批准と別にして、これについては大臣も賛成

をする、こういうことですか。

○國務大臣(倉石忠雄君)　四三三項といふものが公労法の中に存在いたして

おる沿革につきましては、もうしばしばこの席でも論議されました。ああい

うものはたまたま光村さんのおつしやいましたように、設けらるべき理

由があつて設けられたんだ、従つて、このことはやはり結社の自由というものを

を阻害することになつておるから、やはりILO八十七号が今まで批准できなかつたのがそこにも一つの原因があり

○小柳勇君　第三点の確認しておきたい点は、批准する準備を急ぎつゝある

と、このような答弁がちよくちよくありましたが、この全通の問題と別に、

批准する準備といふものは一体どのよう

なことを今閣中に置いておられるのか聞いておきたいと思ふ。

○國務大臣(倉石忠雄君)　政府では、労働関係閣僚懇談会というものをもち

まして、ときどき会合いたして意見の交換をやつて、これは最高方針を決定

いたしますが、そのほか各省関係の事務当局、専門家を集めて連絡

協議会というものをやつておりますが、そこで諸般のことについて検討を

しておる、こういうわけでございます。

○小柳勇君　そうすると、そのようなものがやはり条件ですか。

○國務大臣(倉石忠雄君)　そういうところではたまたま検討を続けておる。その検討の結論は、なるべく早く促進

するように私の方から指図をいたして、早く結論が出るように検討を進め

ましておる、こういうわけでありま

す。

○小柳勇君　私はさつき仲裁裁定の問題でも、裁定の問題を今度内閣が尊重

するといふことになつたのは、組合のいろいろな動きによつて、そういうこと

にまでやつとこぎつたんだ。自民党内閣、特にさつき言われた与党などの

いろいろな意見といふことを気にしておられるようだが、そういう曙光すら

が、数々の、ずっと長い間の、組合の動きを見てそうせざるを得なくなつた

と思ふが、最近なおこの全通の裁定などについて、とやかくの、たとえば仲裁

委員会としては、全通もこれに準ず

るようなことも漏らしておつたのか

かわらず、政府がこれを圧力を加える

というふうな新聞記事もあつたが、その

ようなことについて、大臣はどのよ

うなことを閣僚として御発言になつたのか、聞いておきたいと思ふ。

○國務大臣(倉石忠雄君)　閣議の内容について御報告することはできません

が、基本的に申しまして、私どもは労働政策という立場からは、やはりこの

たび正当なる代表者がなかつた全通二十

万の労働者の諸君に、ほか仲裁裁定

が出ておるのでありますから、それだけほつておくといふことはおかしいん

ではないか、やはり政府としては思い

やりのある処置を講ずべきではないか

といふことを考へてはおりますが、それはやはり担当の閣僚がおりますから

して、大蔵大臣と郵政大臣との間に、

そういう点について目下相談検討を進めておると思ひます。

○小柳勇君　先日の方光村委員の質問に

関連して、全通をこゝに入れて御用組合化する、労働大臣の発言をただ

して参りましたが、前と変らない。従つて、私は今国際労働機構として

も、相当重視してこの日本の国会を見

守つておる。これはもう私が言うまで

もないことではあります。そのよう

な情勢の中でこのような論議がされて

しまつた削除しようとする、われわれが

提案しようとするこの四三三項、地公

労法五三三項が、なお大臣の考へでは

まだ前進しておらない。そういう点非

常に不満であります。公労法四三三

項、地公労法五三三項の削除について

は、あとでまた公労法の一部改正とし

て別途提案するつもりでございます

ので、私のこの仲裁裁定並びに四三三

項に関連する質問は以上で終了します。

重ねて再三になりますが、労働の答

申といふものは、とにかく批准をしま

さいといふことであるし、それからILO

理事会の結論も、この間、結社の

自由委員会から書面が来た。早く批准

せよといふのが第一項であるし、批准

したその精神で国内法規を早急に整備

せよといふのが第二の精神であるし、

それから条約を批准したならば、その

うにこれを完全に一つ実施してくれ

といふのが第三の精神である。そのこ

は、この間の局長の書面の発表によつ

て明らかになりました。従つて、労働

の答申も、批准が第一、四三三項の削

除が第二、あとは国内法の問題を処理

するようになつておりますので、労働関係

閣僚として、あるいは労働大臣として

も、早急にそのように運ばれることを

要請して私の質問を終ります。

○藤田藤太郎君　私は、ちよつと関連

して申し上げるのですが、先ほど光村

君も質問されたが、全通の幹部は今解

雇が正当であるか無効であるかという

裁判中である、全通の立場からすれば

解雇される理由はない、そういう立場

から、まだ第一審の中において係争中

である、そういう状態の中であるのに

に、今のような憲法やその他の外国の慣

習、それから常識から言つても、そう

いう結社の自由、団結権擁護の問題に

ついて労働の結論に従つてやるべきだ

という論争の中から、政府は往々法律が

あるのだから云々といふことで問題が

提起されて参りました。ところが、そ

こに出て参りました砂川事件の今度の東

京地裁の裁判の問題、第一審で明確

に、憲法の九条からくる今の安保条

約、行政協定初め、刑事特別法初め、アメリカ軍の駐留それ自体まで憲法違反であるという結論が出ている。さきのような答弁からいくと、まだ第一審の判決までいかない、これは白か黒かわからない、立場によつては全然関係のないことだといふところに明らかにあるわけでありますのに、今第一審で判決を受けたのに、なお政府は、最高裁まであるから云々といふことであるわけですね。裁判の結論が出ている問題でもそういうあいまいな態度をとつておられる。こちらの方は、裁判にかけざるまでの問題においても今のような格好で首を切る。だから、ILOの八十七号の四条の解釈にいたしまして、あれは解散の問題を中心にしたしておりませんけれども、行政処分が先行してはいけないといふように八十七号の四条の統一解釈といふものをあえて国際労働機関でしたといふこと、特に労働問題については、労働者保護の立場からそういう統一解釈をしているといふことは、私は国際的に非常に意義のある問題だと思ふのです。だから、今のような議論はちよつと承わりにくい。もう一度お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が生し上げておきますのは、最終判決が出ておりませんから、最終判決が出て、当局のやつたことが間違ひであるといふこととならば、原状回復もできますし、同時にまた、損害賠償の責めも負わなくちゃならないであります。ところが、今まで藤田さんもよく御存じのように、すでに法を犯したといふことで解雇された、そのことは、そういうふうな取扱いを今までいたしておるのでありますから、従つて、この者がやはり代表権

を持つておらないといふ解釈でありますから、そのように取り扱ふのは私は当然だと思ふ。また、ILO条約で行政措置——今お話をいたしました、あるいは特に立法措置をもつて結社の自由等を阻害することのないように、私どもはそういう精神をできるだけ尊重するといふ立場はもろんこれからのところであります。同時にまた、八十七号条約を批准すれば、それによつて一年後には政府も拘束を受けるわけであります。しかし、現存しておる法律といふものはやつぱり守らなければいかぬといふのは法治国家の常識でありますから、従つて、全通が今のような態度をとられて、全通が今のような態度をとらぬ限りは、その手続はできない、こういうことを申しておるのであります。

○藤田藤太郎君 私の議論をいたしておきますのは、一つは、今組合の側からいへば、この解雇といふものは正当でない、そういう立場から係争が行われている問題です。片一方、今度の砂川事件の問題は、判決が明確に一番とされているわけですね。権威ある裁判所で出ています。それを、最高裁まで二審、三審といふことで言ひのがれられ、こちらには、まだ出ていない問題について行政処分が先行するといふ形ではせぬか。だから、ILOの八十七号でもそういう統一解釈をしておる。行政処分が先行していかぬ、司法処分を待つてこの問題の処理をすべきだといふのが私は八十七号の統一解釈の問題だと思ふ。だから、そういう意味からいって、結社の自由、団結権の擁護、八十七号条約を批准するといふ政府の大方針だと言われるなら、その大

方針の精神、また、今後運営していく、これを理解していく問題と今の問題とは食い違つてきやせぬかといふことを私は言つておるわけですね。

○国務大臣(倉石忠雄君) 藤田さんのお考えにも何かお考え違い、勘違いがあるんじゃないかと思ひます。単なる行政処分ではありません。法律に基いて、違法な行為をいたしたといふことで処分されておるのでありますから、法に基いてやつておるんであります。しかし、その法規に基いて行なつた行為が承服できないといふことで、その提訴の最終判決が下つて、それによつて決定が行われれば、その最終判決には従わなければなりません。その場合には、先ほど申し上げましたように、原状回復、損害賠償といふこともあり得るでありまして、やがて今日解雇されておる人は代表権を持つておらないのでありますから、そういう人たちが出てこられるといふことは、組合といふものは存在いたして、組合といふものは存在いたして、正当なる代表者がないといふ解釈でありますから、そこでそういう組合を相手に団交することができない、こういう措置をとつておるのには、これは法に基く当然なことだと私は思ふのです。その法の解釈が間違つておる、いふことといふことは、最終的に裁判所が決定するであります。

○藤田藤太郎君 法に基いてやる、その法の法律解釈に當つて、判決結論を出すのは、司法処分として裁判所の問題だと私は思ふ。だから、法律に違反してと私は思ふ。だから、裁判所の結論にいかないかといふ裁判所の結論に依つて、それがノー、黒と出、白と出ることによつてその処分がされるわけですね。その問題がまだ明確にならない

ときに——法に基いて処分するといわれるけれども、これは行政処分じゃない。これは白か黒か、今論争中なんです。それは行政処分じゃない。それを私は言つておるんだ。だから、そういう行政処分の問題は司法処分に先行してはいけないといふので、今日国際労働機関であるILOも、そういう懸念が將來起きるからといつて、四条の問題は解散の問題を取り扱つておりますけれども、そこで統一解釈は、行政処分は先行してはいかぬといふ統一解釈をあえてしておるということですね。私はやつぱりそれから考えると、今のようなことでは少し理解ができません。

○国務大臣(倉石忠雄君) 何べんか申し上げておきますように、政府の見解は、あの全通労働組に対して正当なる代表者を含まないものであるといふことで団交を拒否するといふ態度は正当なる行動である、こういうふうな理解いたしておるのでありますから、全通の現状は、やはり現状のままではILO条約八十七号条約を批准するといふ手続をとることには困難がある。こういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○光村基助君 さつき私が質問しました、労働組合は全通だけではない、国鉄も機務も全専売、電通もあるわけですね。そうすると、ILO条約を全通だけ批准しないといふならまだ話はわかりませんが、全通の分だけ切り離して批准しないなら話はわかりませんが、全通二十万以外にまだ何十万といふ組合があるのです。そうすると、全通がやらない限りこれはもう一生批准しないといふお考えなんですか。それを一つ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 批准するといふ手続をとるのは政府であります。それに対して同意を表明されるかどうかといふことは国会の仕事であります。そこで、政府は国会に向つて批准するといふ態度をとるためには、行政府としての労働政策上の責任を国民にすべて負うといふ決意をしなければなりません。従つて、批准をするといふ前段のために公労法四条三項、地公労法五条三項を修正しなければならぬ、そういう態度をとることによつて現在非合法であると言つておるものを合法化するようなことがあつては、法治国家としての政府の責任を負ふことができませんからして、政府の責任においては全通労働組がたゞのものの態度をとりつておる限りは批准手続を国会に向つていたすことは困難であります。これが政府の決意であります。

○委員長(久保等君) 本件に対する本日質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

暫時休憩をいたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(久保等君) 午前中に引き続き委員会を再開いたします。

最低賃金法案を議題といたします。

御質疑を願ひます。

○小柳勇君 この前の質問に引き続きまして、きょうは質問をやつていきなさいと思ひますが、順序としてまず、基礎的な問題から質問をいたしまして、次に、各論的なものを質問いたします。最後に、この法文を追つて逐条的

に私どもの意見も述べながら、質問を展開していきたく存ずる次第であります。

まず、基礎理論の第一といたしまして、私は、最低賃金制そのものに対する政府の考え方が、この法案の中では非常に間違っていると思っております。最低賃金制そのものから、意見をたゞしていきたく思います。私どもとしては、最低賃金制とは、一定額の賃金以上の賃金を支払わなければならないというところを、国が、国家が使用者に押しつけて、法律によって一般的に強制する制度であらうと考えるのであります。従つて、法律なしに、各企業の賃金体系、または労働協約に特定の最低賃金が定められたり、特定の労働者に締結された労働協約、または団体協約などによつて、最低賃金が定められたとしても、それは最低賃金制とは考えられないと思ひますが、政府としてはどのような考えでおりますか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金制とは、国家機関が、法的の強制力をもつて、賃金の最低限をきめて、使用者に、それ以下で賃金を支払つてはならないというところを定める制度をいふものであらうと考へます。そこで、その最低賃金制を実施する方式といたしましては、いろいろな方式がありま

す。これは、法律で直接最低賃金額を定める方式もありまゝ、それから賃金審議会等におきまして、最低賃金に関する意見を決定いたしまして、それを賃金委員会なり、あるいは国家機関なりが決定して実施する、このような方式もあるわけでございます。また、労働協約等の点につきましては、団体

協約で最低賃金が定められておる場合において、これをその団体協約の当事者以外の当事者にも拡張適用するといふような方式もあるわけでございます。いずれにいたしましても、いろいろな推移経過に基きまして、最終的には国家が最低賃金額を法律で定める、それに違反したものに罰則を、罰則の強制、あるいは民事的の効力をもつて強制する、このような考え方をとるべきものであらう、このように考へております。

○小柳勇君 そういたしますと、一般論としては、私が申し上げましたように、私がたゞいま文章をもつて言いました最低賃金に対しては、政府としても同じような考へである、このように確認していいですか。

○政府委員(堀秀夫君) 最終的には、国が法律等に基きまして、これを支払わなければならない、罰則をもつて強制するとか、あるいはそれに連した賃金額を定める契約については、それに連するものとして民事的に読みかえる、このような法的効果を付与するものが最低賃金制である、かように考へます。

○小柳勇君 そういたしますと、政府がたゞいま提案しておられる最低賃金法案というものは、各地方の職種別、地域別、あるいは業種別に、下から業者間協定をもつて積み重ねていくという方式であるが、私が今申し上げましたような、国家がこの賃金以上の賃金を支払わなければならないと使用者に強制する、そういうような全般的な最低賃金制といふものが成り立つために、一体どのくらいの期間がかかつてこのような形態になれるものと理解しておられるか、聞いておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定あるいは労働協約に基くところの最低賃金は、これは当事者間において自主的な交渉を行ひまして、そうして、それに基づいて、国が賃金審議会においてその適否を審査しました上で、最低賃金の制度としてきめる。それ以下のものを支払つた場合には、罰則をもつて強制する、このようなことになるわけでございます。それと同時に、十六条の職権決定方式も併用して参るわけでございます。つまり、何年間でどの程度の労働者に及ぶというようなことを機械的に考へるのではなくて、政府といたしましては、まず最低賃金審議会をこの法律に基いて設置いたしまして、この審議会において今後の運営方針をおきめ願つて、それを尊重して実施して参る、このような考へ方でも参りたいと思つております。従ひまして、何年間でこの最低賃金制が、何百万の労働者に及ぶというような機械的なことは考へておりません。最低賃金審議会において御決定を願つて、そうしてその結論に基きまして、われわれとしては業種別、職種別、地域別に漸次拡大して参る、このような考へ方で進みたいと考へております。

○小柳勇君 最低賃金法については、すでに今まで委員会が質問して明らかになりましたように、すでに四十数カ国が最低賃金法を持っています。そういう国では、すでに労働者の最低生活の保護については、もう今言ったような制度が確立されておる。で、今政府が出されておるこの最低賃金法案は、これから中央賃金審議会を作り、あるいは地方賃金審議会を作り、そのようなものが発足するとともに、各地で基

準局などが出向いて行つて、あるいは勧告することもある、あるいはこれを指導することもあらう、そうして、部分々々にこれが一つの線に作り上げていくというようなことを考へておられるが、私どもが、今までの、たとへば労働基準法ができて今日までの経過を考へまして、この法律が、たとへば万一、この国会で通つたといつたとしても、これから、日本の大部分の低賃金労働者が、この法によつて、保護されるのはほど遠いと思ひますが、今言われた局長の答弁によつても、非常な心とないものを感じるわけですが、そのようなものについて、いま一回、局長、あるいはこの点については大臣の今後の構想についても聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) この法律制定以前におきまして、労働問題懇談会の意見書に基きまして、政府において、業者間協定の締結について援助を行つておられます。そこで、現在まで約一年間の実績を見ますと、この業者間協定に関する援助を行ひ始めてから今日まで、八十の業種につきまして、業者間協定によつて最低賃金が実施されておるわけでございます。それ以外にも、七十の業種におきまして、現在、業者間協定締結の準備のための調査を行ひつゝある、こういう現状でございます。また、労働基準局において法律に基くような援助あるいは勧告というようなものを全然実施しておらない現状におきまして、このようにに相当な速度で進展をいたしておるわけでございます。従ひまして、この法

案が成立いたしました際には、この法律に基きまして労働基準局等におきまして、地方の通産の出先機関その他の出先機関と連絡しました上で、法律に基く援助を行ひ、また、法律に基くところの勧告を、必要な向きに対しては行なつていく、このような方向で進んで参る予定でございますので、法律が成立いたしました際には、この速度はさらに倍加されるであらう、このように考へております。それと同時に、労働協約に基くところの最低賃金というものも、これも法律が実施されますれば、やはり締結され申請されてくる事例が多くなつて考へております。また、それらの方法をもつてしても、最低賃金を実施することが困難、不適当である、このように考へられますときは、十六条の最低賃金決定方式というものが最後に残つておるわけでございます。これらのものを並行してやりますれば、私は、この最低賃金法成立の晩には、低賃金の労働者層は、この最低賃金法の実施によつて漸次救済されていく、その発展の速度は、やはりこれは、今後のわれわれの運営方式、これはもとより労働・使・中立三者構成の最低賃金審議会の意見を十分尊重して進んで参る予定でありまして、このやり方によるものでございまして、われわれとしては、これが業種別、地域別あるいは職種別に漸次拡大し、そうしてに相当な速度でこれは発展していくものであらう、このように期待しておるわけでございます。

○片岡文重君 関連。この業者間における賃金協定の進捗状況については、労働者としても、かなりテンポを早めておるのかのようにごらんになっておら

る。この法律制定以前におきまして、労働問題懇談会の意見書に基きまして、政府において、業者間協定の締結について援助を行つておられます。そこで、現在まで約一年間の実績を見ますと、この業者間協定に関する援助を行ひ始めてから今日まで、八十の業種につきまして、業者間協定によつて最低賃金が実施されておるわけでございます。それ以外にも、七十の業種におきまして、現在、業者間協定締結の準備のための調査を行ひつゝある、こういう現状でございます。また、労働基準局において法律に基くような援助あるいは勧告というようなものを全然実施しておらない現状におきまして、このようにに相当な速度で進展をいたしておるわけでございます。従ひまして、この法

案が成立いたしました際には、この法律に基きまして労働基準局等におきまして、地方の通産の出先機関その他の出先機関と連絡しました上で、法律に基く援助を行ひ、また、法律に基くところの勧告を、必要な向きに対しては行なつていく、このような方向で進んで参る予定でございますので、法律が成立いたしました際には、この速度はさらに倍加されるであらう、このように考へております。それと同時に、労働協約に基くところの最低賃金というものも、これも法律が実施されますれば、やはり締結され申請されてくる事例が多くなつて考へております。また、それらの方法をもつてしても、最低賃金を実施することが困難、不適当である、このように考へられますときは、十六条の最低賃金決定方式というものが最後に残つておるわけでございます。これらのものを並行してやりますれば、私は、この最低賃金法成立の晩には、低賃金の労働者層は、この最低賃金法の実施によつて漸次救済されていく、その発展の速度は、やはりこれは、今後のわれわれの運営方式、これはもとより労働・使・中立三者構成の最低賃金審議会の意見を十分尊重して進んで参る予定でありまして、このやり方によるものでございまして、われわれとしては、これが業種別、地域別あるいは職種別に漸次拡大し、そうしてに相当な速度でこれは発展していくものであらう、このように期待しておるわけでございます。

○片岡文重君 関連。この業者間における賃金協定の進捗状況については、労働者としても、かなりテンポを早めておるのかのようにごらんになっておら

る。この法律制定以前におきまして、労働問題懇談会の意見書に基きまして、政府において、業者間協定の締結について援助を行つておられます。そこで、現在まで約一年間の実績を見ますと、この業者間協定に関する援助を行ひ始めてから今日まで、八十の業種につきまして、業者間協定によつて最低賃金が実施されておるわけでございます。それ以外にも、七十の業種におきまして、現在、業者間協定締結の準備のための調査を行ひつゝある、こういう現状でございます。また、労働基準局において法律に基くような援助あるいは勧告というようなものを全然実施しておらない現状におきまして、このようにに相当な速度で進展をいたしておるわけでございます。従ひまして、この法

れるようですし、せんだって本委員会に配られました労働者からの資料を見ましても、そうでないとは言いません。この資料の信頼性を私どもは疑うものではありません。従って、これに出されておる資料に載せられた数字を、そのまま私たちは信用するのであります。そこで一つこれに関連をし

て何いたいの、この協定締結件数合計八十件に対して、業種別に企業としてこの賃金協定を実施することが少くとも妥当である、あるいは望ましいと思われる事業所数というものは、一体どのくらいあるのか。その点が、この表では明らかにになっておりませんが、

ここに、鉱業、食料品製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、それから家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、機械製造業、電気機械器具製造業、その他の製

造業、こう分かれております。この業種別の事業所の数と、それからその全労働者数、これをおわかりでしたらば一つお示しをいただきたい。

○説明員(大島峯君) 規模別の事業所数でございしますが、通産省の三十年度の鉱工業統計によりますと、製造業総数で十八万七千百十二になっております。それから千人以上で三百七十六、五百人から九百九十九人までが五百四十、三百人から四百九十九人までが八百十五、二百人から二百九十九人までが一千六十四、百人から百九十九人までが三千二百七十一、五十人から九十九人までが七千七百六十九、三十人から四十九人までが一萬三千三百二十一、二十人から二十九人までが一萬八千三百九十七、十人から十九人までが

五万五千九百六十八、九人以下が八万五千五百九十一となっております。なお、産業別には、食料品製造業で合計が三万三千九百十一、繊維が三万二千四百四、衣服、身の回り品で六千六百十三、木材・木製品で二万三千四十八、以下詳細申し上げます……。大体以上のような状況であります。

●片岡文重君
そうしますと、この提出されております資料の協定締結件数は、このうちの二百人未満をとられたのか、あるいは三百人未満をとられたのか、ないしは五十人未満をとられたのか、そういう点はおわかりになっておられるのですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、規模別の分布にとらわれず、に、労働省の援助によりまして業者間協定を締結し、その中に最低賃金条項が織り込まれていたものを全部含めていふべきであらう。

○片岡文重君 関連ですから、あまり長くしても恐縮ですが、これでやめますから、御答弁もそのようにお願いしたいのですが、そうしますと、この協

定締結件数八十件というものの、それから全労働者数、特に適用対象労働者数の約五万七千、この八十件、五万七千という人たちは、二年間に行われたこの協定の進捗状況としては、全労働者数、ことにこの最低賃金制を実施されることによって、その恩恵に当然浴するであろうという人たちの数から、事業所の数から見ると、あまりにも零細であり、この程度の資料をもつてしては、業者間協定の進捗状況が好ましい状態などとはとうてい言えぬのではないか。ただ、今後法律が制定されることによって、これが一つの刺激剤と

なつて急速に進んでいくであらうという見通しについては、これはその立場場における見解の違いでありますから議論のほかとしても、今までの進捗状況が必ずしも好ましい状態ではなかった。好ましい状態であったと誇り得るほどの進捗状態ではなかったと思われませんが、労働省としてはそれとどういうふうにあらんになっておられますか。

○政府委員(堀秀夫君) この業者協会の定につきましては、この差し上げました資料にもありますように、昭和三十三年四月に、労働問題懇談会の意見書に基きまして、労働事務次官から通達を発しまして、まずこれに関するところのPRを始めたわけでございます。

その後、労働省の出先機関におきますところの援助によりまして、事実上締結されたものでございます。この締結された場合の例をとって見ますと、

労働省におきましては、これは法律に基いて援助を行うというより、なものはありませんので、半強制的にわたるとき指導は、これは絶対にいたさ

ないという建前で業者がはんとくに自発的に締結し、それに対するところの援助を求めてきた場合に、受け身の立場でこれに対して援助を行う、このような考え方で進めて参つておるわけでございます。そのように始まりましてからまだ期間がきわめて短かいということと、法律に基かないでほんとうに業者において自発的に締結されておる。事務当局はこれに対して勧告を行うというようなことは、これはもとより法律上その権限もございませんので、やつておりません。従いまして、これはお話のように、全体の労働者数

あるいは全体の事業所数から考えますと、これはパーセンテージはきわめて低いものでございますが、われわれといたしましては、今のような前提条件をもとにしました上で、そうしてその業者間協定が締結されたということを考えあわせてみますならば、これはやはり当初の予期以上に発展しているということが言えるのではないかと思うのでございます。もとよりこの最低

賃金の法律が実施されると、それに基いて業者間協定を締結する機運がさらに助長されますし、それから必要な場合には、勧告権の発動というよりよいことも考えられます。また、労働協約に基づくところの最低賃金の実施というようなことも出て参りましょうし、

さらには十六条の職権決定というよう
な手段が併用されるのでございますか
ら、私どもといたしましては、最低賃
金法案が成立いたしますれば、その曉

にはこの四つの方式を併用して決定される最低賃金というものは相当期待できるのではないか、このように考えておる次第でございます。

○小柳勇君　ちよつとわき道に入りませんが、今の問題に関連して一つきわめていきたいと思いますが、今統計部長からの報告によりますと、食料品製造業が事業所として三万三千九百十一、これに対して協定参加事業所数は四百四十七、それから木材・木製品などの事業所が二万三千四十八の事業所に対して九十八というようなことで、この一％か二％が二カ年間に業者間協定の最低賃金協定に参加しておる、しかもこの間の報告を聞きますというと、一五％なり、二〇％なり賃金が上つたと言われました。そのような事業所は、こ

これは全国一律の最低賃金法であらうが、業者間協定であらうが、賃金を引き上げ得る事業所であり、あるいは職種であらうと私は考えるのであります。私どもが一番心配している事業所は、そういう業者間協定は幾ら勧告がいつても、業者間協定をしたくない、政府から勧告がいつても、何か最低賃金法の実施をのがれようとする、そういう事業所、そういう労働者こそ、われわれ

れが保護しなければならない、そのよ
うな労働者なり家内労働者を一体どの
ように把握しておられるかという点に
ついてお聞きしておきたいと思いま
す。

○政府委員(堀秀夫君) お話のよう
に、この第一年月、第二年月において

締結されたところは、これは業者の自主的な協定に基づくものでございませうから、これは率直に申しまして聞合やりやすいところがやった、これは

われわれもその通り考えます。

そこで、この法律実施の暁におきまして、しからばどのような方法で進めていくかということになります。

これはやはり業者間協定に基くものになせよ、あるいは労働協約に基くものになせよ、最低賃金条項がきめられまして、それが法律に基いてさらに裏づけをされるということになりますれば、これは労働者の労働条件向上のために有意義であると考えますので、その方向はぜひ進めて参りたいと思っております。これにつきまして業者間協定が、あるいは労働協約等に基きましたところの最低賃金が必要である。にもかかわらず、業者間協定等が締結されないというところにつきましては、われわれこれは最低賃金審議会は

において十分御審議を願わなければならぬと思つておるのでありますが、その御意見を承りまして、必要な低賃金のところであつて、しかも最低賃金を制定することが社会的にも要請されるというふうなものにつきましては、当事者間において協定を締結して申請するように勧告を行なつて参りたい、このように考えております。また、勧告が行われました上でもこれに應じない、しかも社会的に見て低賃金産業であつて、最低賃金制を実施することがぜひ必要である、このようなものにつきますは、これも賃金審議会において十分御協議願つた上で十六条の発動というよりな方法も第二段の策としては考えて参りたい、このように考えておるわけでございます。

○小柳勇君 基準局長は非常に広く概念的に答えられるから、私の質問をこれからずつと展開いたしますが、質問の要點に、一つ中心に、的をはささないで答へ願ひたいと思ひますが、私が質問しておるのは、この業者間協定は、今言われたように、これはもう全国一律のもので適用できるようなものが参加して労働者に協力してある、これは二カ年間の間に皆さんが、労働省が努力された点については認めます。ただ、私が言うのは、われわれが最低賃金を今にかく通して、低賃金労働者を救ふなければならぬ。社会党のいう最低賃金法を考へても、そのよりな低賃金の労働者、あるいは業者間協定でも逃げられるようなさういふ労働者を一体労働省としてはどのくらいの数に把握し、事業所というものの、あなた方が頭の中で考へている事業所はどのくらいの数を把握しておるか、

また、家内労働者と、それからいわゆるこの適用の労働者とのかなりの数を把握してこれを立案しているか、それを聞いています。

○政府委員(堀秀夫君) 家内労働者につきましては、これはわれわれのところでもまだわけてラフな調査でございますが、一応地方の基準局におきまして実態を把握いたしました結果によりますと、世帯数、全国で五十七万世帯、それから家内労働者数が八十三万八千人というふうな状況になっておるわけでございます。そこで、これらの家内労働世帯の実態、それからそれに対するところの問屋製造業、仲買人等の発注の状況というよりなより精細なことは、さらに調査をいたしたいと思ひますが、現在調査を継続中でございますが、大体以上のような数になっております。また、低賃金の労働者につきましては、これは就業構造基本調査等におきまして四千円未満、あるいは六千円未満の低賃金労働者数というものが把握されておりますが、これらのもののうち、最低賃金を実施することが必要であると思われるものについては、最低賃金法実施の暁におきまして、これらのたゞいま申し上げました四つの方法を併用いたしまして、必要なところには逐次制定して参る、このように考へてあります。

○小柳勇君 八千円未満、六千円未満、四千円未満、概数でよろしいから一つお教え願ひたいと思ひます。

○説明員(大島晴君) 賃金労働者総数一千七百万のうち、六千円未満が約二百三十五万、八千円未満のものが五百六十五万でございます。

○小柳勇君 四千人未満というのはどのくらいになりますか。

○説明員(大島晴君) 四千人未満が百二十万であります。

○小柳勇君 政府が言つておられる地域別、業種別、職種別の事業所、あなた方の頭の中にある事業所というのとは一体どのくらいに踏んでおられるのですか。

○説明員(大島晴君) 業種別、産業別の事業所数につきましては、先ほど申し上げましたように、総数十八万、食料品以下、先ほど申し上げたような数字でございます。

○小柳勇君 大体概数、労働省提案の、政府提案のこの最低賃金法の基礎的な根拠にある低賃金労働者並びに業者といわれるものの概数については把握できました。従つて、私はさつきの本論に返つて参りますが、そのような多数の事業所、あるいは低賃金労働者が、私が言いましたような国家の保護を受けて、法律の保護を受けてその最低の生活が保障されるに足るまでには、一体どのくらいの努力とどのくらいの年数をかけて達成しようと思はれておるか。大臣から一つ御答へ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど政府委員から申し上げましたように、逐次できるだけの努力をして、早くさういふ人たちにも均霑するように政府が指導をして、業者間協定その他を推進して参りたい、この思つております。

○坂本昭君 関連。ただいま小柳委員の質問によつて明らかになりましたように、非常に低所得層の労働者が多いというところがよくわかりました。そこで、大臣、これは前にも一度伺つたんですが、明確な御返事をいただけなかったものであらためて伺いたいのですが、この低所得層対策としてこの最低賃金制はどういう役割を果すか。どういふふうに大臣はお考へになつておられますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) この前の委員会でもお話がありました通り、ただいまは自由企業の立場をとつておりまして、やはり賃金は労働の需要供給の関係によつて一応は定まる。しかしながら、それだけではやはり救われなものがでてくる。近代国家においてはさういふ低所得層に対してどうすべきであるか。従つて、就職もできない、そして生活も維持することができないといふものは、やはり国家としては社会保障の上で救済するよりいたし方ありませんが、働く意思と能力を持つておつて、しかも、一定の企業に就業するというふうな人々に対しては、やはり政府がたゞいま御審議を願つておりますような方法で、だんだんと安定した収入を得られるような賃金を確保するように努めてあげなくてはならない、このいふ立場から政府は最低賃金案を考へ出したわけでありますが、そこで、企業とその支払い能力その他を勘案いたしますと、やはり今政府が提案いたして御審議を願つておりますような方法によること一番実情に合ったやり方だ。しかし、これはどこまでもやはりだんだんとわれわれが理想に近い方向に前進し

ていく、さういふ建前で、一応現在の状況においては、ただいま御審議を願つておるような法案の程度がきつめて実情に即したものと、さういふふうには解釈をいたしてあります。

○坂本昭君 私は、今大臣の、政府提案のこの法案が非常にいいのだという推薦の言葉を承るつもりでお聞きしたのではないのです。ただいま大臣は、低所得層対策としては社会保障をやらなければならぬ、まあさういふ御意見を前提とせられて、さうしてこの労働者に対する最低賃金制というものをこの法案によつてやるということが適切であるというふうな御説明でございましたが、この社会保障の問題と低賃金制の問題とは私は全然別個だと思ひます。むしろ日本の実情では、大臣の今のさういふ考へでいくといふと、低賃金を補うために厚生省のやつておるところの社会保障といふものがそれをささえておる。これは先般も、たとえば日雇の労働者の四〇数%といふものは生活保護を受けている。言いかえれば、賃金が足りないから生活保護費の援助によつて労働する人がその生計をささえている。言いかえれば、まあ労働大臣の至らざるがために厚生大臣の行政によつて救われておるということを私は指摘したのでございませう。で、少くとも最低賃金の問題は、社会保障、単なる社会保障ではなく、低所得層対策ではなく、もつと積極的なものであります。さうしてむしろ日本の低所得層対策といふものをほんとうに解決しようと思はれば、これは厚生省の所管ではなくて、労働省所管だと思ひます。さういふ点では、今のよりなこの業者間協定のような、さうし

て賃金の額を決定してないという法
案では、きわめて不十分だと私は言わ
ざるを得ない。現に厚生省の低所得層対
策においてさえも生活保護の基準は、
ここに資料も出ておりますけれども、
いろいろと出されてる。明確な金額
というものを示されてる。また、最低
賃金を作る場合に、各国の状態を見ま
すという、決定基準の筆頭にあげら
れてるものはいつも生計費でありま
す。私は労働大臣が一体労働者の生計
費というものをどんなふうに考えてお
られるか。午前の御答弁によると、終
戦後十三年営々として日本の国力の回
復してきたことについて労働者諸君の
努力に対して非常な敬意を表しておら
れました。しかし、敬意は表しておら
れるけれども、じゃ労働者の生活費、
生計費というものを一体大臣は現在ど
ういうふうにおつかみになっておられ
るか。大臣のこのまづこまかい数
字まではお尋ねしません、どうい
ふふうにおつかみになっておられるか
まづお伺いして、それから局長から労働
省自体は、労働者の生計費というもの
の、特に基準生計費というものをどう
いうふうにおつかみになっておられる
か御説明をいただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 後段の方の
問題は、当委員会が数回にわたってお
話し合ひがありました、私が先ほど
申し上げましたことに言葉が足りなく
て、若干誤解を生じたようでありま
す、今われわれは自由企業のもとに
立つておりますからして、従って、賃
金というものは、やはり労働を提供さ
れる方と、それから需要とのバランス
によって保たれておる。従って、就職
し得ざる者、そういう人に対しては、

国家としては社会保障でめんどろを見
てあげる義務があるということをお願い
上げたのであります。そこで、低所得
のことであります、働く意思と能力
を持つておつて、それにそぐわない企
業があるというこれはいろいろの
立場から御批判もありましようが、
われわれは、やはりそういうことのな
いように全力をあげて零細中小企業
の保護育成に努めなければなりません。
従って、最低賃金を一方において実
施するといふ考えを持つに至つては、
やはりそれと、その一番多くの部分
をささえておられます中小企業、なか
んずく零細企業をどのようにしてで
け賃金の上昇のできるようにするかと
いうことについて、やはり中小企業、
ことに零細企業の対策を講じなければ
ならない。こういうことを私は申し上げ
たのであります。そこで、その低所
得層の問題になります生活賃金とい
う問題につきましては、今申し上げま
したように、しばしば議論がかわされ
ておりますから、その点については政府
委員から申し上げます。

○政府委員(堀秀夫君) 生計費の検討
につきましても、これは当委員会にお
いて再三御説明申し上げたところでござ
います、最低賃金審議会に御意
見をお伺いいたしまして、そこでその
業種、地域、職種等に応じて、必
要な生計費、それからこれに対して同
種の類似の労働者の賃金、それから企
業の通常の支払い能力、このようなも
のをからみ合せて御意見をきめていた
だきたいと思つておるわけでございま
す。で、その際の参考の資料といたし
ましては、人事院の勧告によりまする
と、たとえば東京では成年の男子の月

額標準生計費でございするが、七千
五百六十円という算定をなされ
ております。それからさらに、生活保
護関係の保護基準、これはもとより職
場がなくてぶらぶらと遊んでおるとい
う場合の、ほんとうの食べるだけの費用
でございまして、働く労働者の最低生
計費とはおのずから異なることは当然
でございます、東京で月額三千五百円程
度とすると、東京で月額三千五百円程
度というふうなことになることは、
御承知の通りであります。このほか
に、家計調査その他の参考資料を整理
いたしまして、また、そのほか業種、
職種、地域に応じて必要な実態調査も
行ひまして、これらの資料等を合せま
して、具体的に問題となりましてその
業種、その職種、その地域におけると
ころのたゞいま申し上げました三つの
基準について御検討をお願い、これを尊
重して最低賃金を確定する、このよう
な段取りを考えておるわけでございま
す。

○坂本昭君 一つだけ。関連ですから
あまり長く聞きますが、今、政府委
員から御説明がありました、なるほど
生活保護の基準の場合だと、成年の独
身の男子だと、東京だと三千数百円く
らいだと思つて、それで、今お話
の別の統計だと七千五百六十円です
か、非常な差が出てくるわけですね。
これは重大な意味があると思つて、
これは厚生省自体でも、生活保護の基
準というもののついてはいろいろな疑
問を持ってるんです。できるだけ上
げていきたいと思つて努力をしてお
る。ことしの予算でも七%以上上げよ
うと努力して、ついにそれがうまくい
かなくて、その三分の一程度にとど

まったわけですね。で、私は、この
せつかく労働者のその生計基準を御検
討になっておられる皆さん方とせられ
て、こうした非常な違いがある、同じ
東京においても非常な違いがある、そ
のことを勘案して、最低賃金をどうい
うふうにして、どんな理念でどんな考
えで定めようとしておられるか、とりあ
えずそのことだけ一つ御説明いただき
たい。

○政府委員(堀秀夫君) 厚生省の生活
保護の保護基準を算定いたします際
には、御承知のように、きわめて軽作
業に必要なカロリーを基礎にして計算を
しておるわけでございします。われわれ
といたしましては、基礎的な考え方と
いたしましては、もとより労働者は働
きつつ生計を営むわけでございする
から、その労働の再生産のためにどの
程度の費用が必要であるかという点を
基準として必要な生計費を算定する、
このような心がまえで臨みたいと思
っております。

○光村基助君 最低賃金が社会保障制
度が前提だといふお話を聞きますが、最
低賃金には社会政策的最低賃金だと
か、あるいは労働政策的最低賃金だ
とか、経済政策的最低賃金だとか、こ
ういふふうなことが出てくるわけ
です。今度政府の方で採用される最低賃
金は、大体このどれに入るのか。
○政府委員(堀秀夫君) これは各国の
最低賃金制を実施されました歴史を見
ますと、やはり当初におきましては
苦汗労働の排除というふうな社会政策
的目的から実施されたという歴史が非
常に多いのでございします。また、そ
れと並びまして、私どももいたしまして
は、あるいは過当競争の防止であると

か、あるいは労働力の質的向上である
とかというふうな、何と申しますか、
経済的な目的、それから、あるいはア
メリカ等において実施されましたの
は、御承知のように、有効需要の喚起
というふうな国民経済的な目的が第一
義的になっております。それからその
ほかにも私がたゞいま申しました労働
力の質の向上であるとか、労働意欲の
向上であるとか、あるいはそのほか
労働者の組織化の促進といふような労働
政策的な目的もあるわけでございします。
われわれのたゞいま御審議願つてお
ります最低賃金は、もとより低賃金労働
者の賃金の向上をはかるという社会
政策的な目的、それから労働力の質的向
上といふような労働政策的な目的も持
つておりますし、それからそれと並び
まして、企業の過当競争の防止とい
ふような経済政策的な意義も合せて持つ
のであります。これら三つのものを一
体といたしまして、究極において、労働
者の労働条件向上を通じて国民経済
の有効な発展をはかるという考え方で
ございまして、最近におきましては、
諸外国の最低賃金制も以上三つのよう
な意義を合せて持つものである、この
ように報告されておるところでござい
ます。

○光村基助君 政府の方ではきのう予
算が通つたのですが、この社会保障制
度の中でも千円ずつやるのだと、非常
に自慢たらしきものの報告でもあり
ましたが、社会保障制度だけでは私は
高度に発達しないと思つて、社会保
障制度を実現するためには、最低賃
金法ができていくということがやはり
基本的前提でなければならぬと思つて
います、どうお考えですか。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金制と社会保障政策とからみ合せて、そうしてこの労働者及び労働者を含めた国民の生活の水準の伸展、向上というものが期待されるものであると考へます。

○光村基助君 とうとうと、業者間協定の方には問題があるから、ほかの人がお尋ねしますが、著しい低賃金の中で労働者の生活が不安定な時代に、老齢年金とか、あるいは生活保護法とか、失業保険というよりなものだけが高度に発達するということは私はないと思うのです。これはどうですか。

○政府委員(堀秀夫君) 低賃金の労働者が非常に多い、しかもいろいろな見地からしてそこにおいて最低賃金制を実施することが必要である、このように社会的に認められ、また場合におきましては、行政当局といったしましては、本法実施の暁におきましては、最低賃金審議会の御意見に基きまして必要勧告を行い、それによって業者間協定、あるいは労働協約等による最低賃金の決定を促し、それらの方法をもつて最も最低賃金を実施することが困難、不適当な場合には、十六条による職権決定という方法で最低賃金を実施して参りたい、このように考へます。

○光村基助君 東京の成年男子の生活保護法が四千七百円ですか、八百円とかおっしゃるけれども、片方は四千円くらいの低賃金労働者があるわけですね。低賃金で食えない労働者が片方では生活保護法を受けているというものは、これは非常に矛盾していると思うのです。ここであなたの方の尊敬されておる中山さんともういふことをお話し

してやっております。「就業者でありながら、低賃金のために社会補助を受けている者がわが国の場合には少くないのである。これは明らかに最低生活を維持するに足りない賃金を雇い主が払つて、その不足を国家に埋めさせている、このことにほかならない。この場合は、企業者は低賃金確保の手段として社会保障を悪用しているのである。」あなたの方の尊敬されている中山さんでもこういうことをおっしゃっているんですね。私はこういふ面から、東京の成年男子の生活保護法が四千七百円か八百円になつていくときに、四千円か四千五百円以下の最低賃金をきめるということと業者間協定にまかすことは、私は最低賃金の意義がないと思うのです。私はこの点は大臣の答弁を聞きたいと思つたのです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が先ほど申し上げたことは、最低賃金制といふものは社会保障が前提であるといふふうに今お話がありました。これらと両々相対して諸般の施策といふものは並行していくべきものであると思つておられます。坂本さんの御質問にもお答え申し上げましたように、自由経済のもとにおいて、やはり働く能力と意欲のある人が就業して、その賃金が低いと、こういう者については何らかの救済するだけ政府の施策においてこれを救済することを考へたい。先ほど最低賃金制の目的についてはお話し合いがありました。それでなおかつ就業もできない、同時にまた、生活困窮であるという者は、やはり社会保障という意味で国家がこれを救済しなければならぬと、こういうことを申し上げたのであります。

そこで、最低賃金のきめ方について業者間協定といふものは意味をなさなは、やはり企業とそこに従業する者との利害は一致しているという前提に立ちます。従つて、零細企業については、政治の面においてできるだけ保護育成することはいたしますけれども、やはりその支払い能力——企業を維持するといふことも、やはり立っていかなければ賃金といふものを生み出すべき源泉が枯渇してしまうのであります。それから、そこで日本においては、とにかく現在のよきな国情において、九千何百万といふ人口がかかっている国家であります。いかに人口が増加いたしましても、やはり適當なる職業があり、適當なる収入があるといふことであるならば人口増加は慨嘆する必要がないのであります。そこで、施策について、政府のやるべきことについて、立場々々で御批判はありましようけれども、できるだけ大産業の従業員よりも零細企業の従業員の収入は低いのでありますから、それを何とかして維持するように努めたいといふのが最低賃金制実施の目的でありますから、それには一方において賃金を支払うべき源泉たる零細企業の存続といふことも前提に考へなければならぬ、そういう立場から考へますならば、それを育成するのにもちろんのことであり、また、それだけでも、その支払い能力といふことばしばしば私に申し上げておりますように、政府案策定のとときですら、零細企業の集団である地方の商工会議所のそ

れらの担当者たちは、今なお反対して押して切つて政府案を策定するといふのは、やはりそういうことにすることが終局においてその零細企業も益する結果なのだというところについて、われわれは現在の日本の経済情勢のもとにおいては、政府案のごときものが一番妥当なところである、これは賃金審議会の答申にもそういう趣旨のことを言つております。従つて、これを採用して御審議を願つておる、こういうわけでありませう。

○坂本昭君 大臣の御説明を伺いますと、御趣旨はよくわかるのですが、どうも大事な点で大きな誤りがあるのじゃないかといふふう我感到するのです。それは、一体社会保障といふものを労働大臣はどういふふうに考へておられるか。だんだん伺つていくと、岸内閣の掲げておられる社会保障といふものは、労働大臣、理解しておられないのではないかと、そういう危惧の念を抱かざるを得ないのです。というのは、現在岸内閣は、社会保障といふ言葉を具体的に医療保障と所得保障と、こういう二つの柱で私は実施しておられると思つたのです。医療保障の面では、御承知の通り、従来あつた健康保険のほかに、昨年の十二月にできた国民健康保険法によつて、昭和三十

五年に国民健康保険を完成するといふ建前をとつておられる。それから所得保障については、この委員会でもこれから審議します例の国民年金法、あれによつて所得保障といふものの第一歩を作り出そうとしておられる。で、国民健康保険の方は、三十五年度に完成されなければならぬことになっており、それから皆

年金の方は、三十五年の四月から拠出制が始まります。いわばこれで一つの緒についたといふことができる、その中でどういふ役割を果すか、役割というよりも、われわれが社会に生活をしていく上において、一番必要なことは健康であること、飯が食えること、衣が着ること、特にその前に病気になるという不幸を避け、やはり飯が食えるといふ所得保障、この所得保障の一番基礎になるものは、労働賃金です。労働賃金が基礎になつて、そして労働がでできない場合に、労働賃金を得ることができない場合に、労働賃金を得ることができない人、つまり年をとつた人あるいは母子家庭あるいは身体障害者、そういう人たちの所得保障をやろうといふのが、つまり年金制度です。そうすれば、今岸内閣の掲げておられるこの社会保障の中で、つまり一番大事なののが一番おくれられているのです。賃金の問題が一番おくれられている。そしてほかの社会保障の中で副次的とはいへませんけれども、医療の面だとかあるいは老齢とかあるいは母子家庭、障害のための所得保障の方が先に発達して、肝心の賃金の問題が一番取り残されている。しかも今のようなお言ふと、零細企業の人たちから、いろいろな反響があつた、その反響のないような最低賃金制をしくといふことに、私は一番大事なことだと思つた。その社会保障の根幹があるのじゃないかと思つた。そういう点で私は、労働大臣が社会保障といふものに對する御理解が間違つておられるのではないかと、私は、あくまでこの賃金の問題が基礎になつて、言いかえれば、労働省で考へられる生計費といふものが基準

中で五百六十五万人であるということ
でして、三分の一が八千円以下という
ことを発表されました。この中には十
八才以上の者もいるでしょう、そのよ
うな低賃金を、しかも業種別に見ると
十八万事業所、そのうち、そのよ
うな各地域における業種別職別、
男女別、そのような、労働者の案にあ
るところのこのようなものから分類し
ていきますと、このようなくさんの
何百万の者がこの線に引き上げられ
て、そうして生活保護を受けるには一
体どれくらいかかるということをも
質問いたしました。それについては、
労働省として最善の努力をやる。具
体的にはまだ話ありませんから質問
いたしますが、そういうふうなことで
これが苦汗労働は、労働大臣が言われ
た言葉の中に、この法律は苦汗労働の
防止であり、過当競争の防止を主眼に
してあると言われる苦汗労働者という
は一体何か。四千円以下の者が百二十
万もいるという労働者の中で、家内工
業はこの八十三万の中には相当四千円
以下の家内工業労働者があるでしょ
う。そういうものを合せますと、大体
二百萬から三百萬、こういうような苦
汗労働の者が生活保護基準ですら、東
京で生活保護の三千五百十円、そのよ
うな苦汗労働者が二百萬もある、この
労働者を何年間もかけて最低賃金法
ができましたといつて、これを放置す
ることができないでしょう、できない
ならばこれに引き上げるために一体ど
のような努力を具体的にするのか。た
とえば労働者の役人は何名おられます
、予算はどのくらいかけました、従っ
て、業者間協定が二年の間これこれ進
みましたから、何年先にはこの二百萬

の者がこの線には大体いきましようとい
う見通しがなければ、この最低賃金
法を出しても、これはただの看板
をかけるだけのことでないかとい
うことを私は言いたいわけです。労働者
が一体これを引き上げるためにどのく
らいの速度にこの目標を立てて、どの
くらの予算で何名くらい増員をやら
うとしているのか、具体的に質問して
いるわけです。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定、
労働協約に基く最低賃金の決定方式及
び十六条の職権決定に基く二方式を併
用して業種別、職種別、地域別に逐次
発展させていきたい、その進め方は本
法案成立の暁におきましては、すみや
かに最低賃金審議会を設置いたしまし
て、そうしてこの最低賃金審議会にお
いて、使・中・立三者の御意見を十分
に伺って進めていきたい、このように
申し上げておるわけであり、そのよう
にしてこの法案を実施するにつきます
は、全国の四十六の労働基準局、三百
三十七の労働基準監督署における約八
千名の職員によりましてこの法律を
実施して参りたい、そうして低賃金の
業におきまして最低賃金を実施するこ
とが必要と認められるものにつきます
は、最低賃金審議会の御意見を承
り、最低賃金に基きまして必要な勧
告を行なうべく、そうして当事者の自
主的な協定に基く最低賃金の決定を逐
次発展させていく、そういうことが期
待できない場合には、十六条の職権決
定による最低賃金の決定を行なうて参
りたい、このようなくことを申し上げ
ておきます。

○小柳勇君 そのような局長の答弁な
ら、この前の委員会が開いたわけ
です。その答弁なら必要ないわけ
です。私が今言っているのは、労働基
局関係の職員八千名おられますよ
うけれども、その人たちは労働基準法が二十
二年に施行されておられながら、なお実
施されない、この前の資料にもありま
すように、ほとんど何一〇〇%しか実
施されておられない、その方にも手が要
るだらう、労働基準局の関係の職員は八
千名おられます、その者が全部最低賃
金の業者間協定の関与なり、誘導な
り、指導にいけない、このようなく
も少し具体的に、どういふふうにし
て、何年くらい目標を持って到達す
る。私どもは言うのは何年じやなく
て、今すぐ食えない苦汗労働者、この
前の委員会の討論もありましたよう
に、人事院が出している標準生計費は
東京都において男子十八才で八千円
です。その八千円でやつとエンゲル係
数は四五%です。そのようなく標準生計費
は人事院から出ている。ここに言っ
ている労働者の実態というものは、労働
大臣が言っている苦汗労働者ですよ、
その苦汗労働者を何年間の間に、労働
基準局の職員八千名置いておられます
からこれで指導しますでは、私どもは納
得できない、そのようなく法律なら要
らないといふわけです。従つて、もう少
し具体的に、どのようなくして指導いた
しますといふことを聞きたいと思ひわ
けです。あとで大臣からも一つ決意を
聞きたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) われわれは、
このようなく何年計画でやるというよう
な問題につきましても、この法案を
作成いたしました場合に、前もって使・中
立三者構成の中央賃金審議会に半年に
わたり御討議を願つたわけございま
す。その席におきまして、一部の委員か
らはただいまお話のように、これはも
うこの際、理想的な一律方式で一挙に
実施すべきであるという御意見
も出たことは事実でございます。しか
し、それに対して、現段階におい
てこれを、理想を追って今一挙に実
施するといふことをやると、かえつて中
小企業の倒産、あるいは失業者の増加
というようなく事態を招くことになる、
そこで職種別、業種別、地域別に最低
賃金を制定して、これを逐次拡大して
いくという方式による最低賃金法が望
ましい、こういう答申をいただいたわ
けでございます。そうしてこれをどの
ようなく速度で進めていくかという問題
につきましても、最低賃金法を実施し
たしました暁において、中央賃金審議
会において三者の意見を十分聞いて、
そうしてそれに基づいて発展させて参
りたい、こういう中央賃金審議会の御意
見であつたわけでございます。従いま
して、われわれとしては、その三者構
成の中央賃金審議会の御意見をそのま
ま尊重いたしまして、本法案を作成し
たしました次第であります、本法案
成立の暁には、さつそく最低賃金審議
会を招集いたしまして、それにおい
てただいまのようなく、どのようなく計画
に基づいてどのようなく速度で発展して
いくかという点を十分御討議願ひ、それ
に基づいてわれわれは実施して参りた
い、このようなく考えておるわけであ
ります。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの
お話で、このようなく法律は要らないと
いうお話であります、要る、要らな
いといふのは見解の相違であります。
全国に数百万おられる零細企業の労働
者は早天に慈雨を望むがごとく本案の
成立を待望しておると確信をいたして
おります。

○小柳勇君 答弁になりませんが、次
にまだ要らないという理由について
は、基礎局長に聞きますが、労働基
準法二十八条この法案とはどのよう
なく関係がありますか。

○政府委員(堀秀夫君) 基準法二十八
条は、以下約四力条におきまして基準
法に基く最低賃金のきめ方を規定して
おるわけでございます。そこで、この
基準法の実施につきましては、数年前
に基準法に基く中央賃金審議会から四
業種の答申というものがあつたことは
御承知の通りでございます。ところが
が、その答申と申しますのは、この基
準法による最低賃金を実施する際に
は、これらの四業種について経済的に
実効性ある措置を要するといふこと
が必要である、こういうことにな
つております。そこで、これに基
いていろいろ経済各省とも折衝いたした
のであります、やはり基準法的方式
だけでは最低賃金というものはなかな
か実施しにくいという結論に達したわ
けでございます。そこで、これらの点
もあわせて中央賃金審議会に御報告申
し上げて、この半年に及ぶ中央賃金審
議会の御討議にはそれらのことを前提
として織り込みながら御討議を願つた
わけでございます。その結果がただいま
申し上げたものでございます。従いま
して、この法案の附則におきまして
て、本法案の成立の際には基準法二十
八条以下四力条は削除する、最低賃金
は別途最低賃金法の定めるところによ
るといふことを残しまして他の条文は

削除する、このようなことになっておるわけでありませう。

○小柳勇君 労働基準法はこれは私が専門家に説明する必要もありませんけれども、この冒頭には、日本の労働者の最低基準を定めると書いてある、その労働基準法で定めた最低賃金の決定方式では、なお、日本の実情に適しないので、その下の線できめようというようなことでこの最低賃金法が出されたのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 基準法の二十八条には「行政官庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。」このように書いてあるわけでございます。そこでこの「できる」と書いてあることをやったらどうだということについていろいろ検討をしたわけでございますが、中央賃金審議会の答申では、基準法だけではとうてい実施できない、従って、今回提出いたしました法案のより内容の法案をすみやかに実施することが必要である、このような答申が出たわけで、それに基づきましてこの法案を提出いたしましたような次第でございます。

○小柳勇君 さっきの言葉と少しニュアンスが違いますが、この中央賃金審議会の答申というものは、この労働基準法の精神による最低賃金法を定めるには今事業主などの情勢がまだ悪いから、そのような方式では決定できないので、もう少し下の方の線で最低賃金の決定の線をとりようということでおきめになるということですか。

○政府委員(堀秀夫君) そのようなことではございませんので、最低賃金を

有効に実施するためには、基準法にあるこの四条だけでは不十分であつてできない、もつと総合的な四つの方式をからみ合せて最低賃金立法を新たに制定して、それによって実施することに有効な最低賃金、すなわち基準法の精神も実現できるような最低賃金があるに漸次実施されていくことができる、こういう答申であります。それに基づいて本法案を作成した次第でございます。

○小柳勇君 そうしますと、今までたびたび私の質問に答弁してこられた局長の中央最低賃金審議会という、その審議会と、この二十九条の中央賃金審議会というのは、一体どちらがウエイトが大きいのか、あるいは同じか、この点について御答弁をしてもいいか。

○政府委員(堀秀夫君) 中央賃金審議会と申しますのは、基準法に基づくところの中央賃金審議会でございます。その中央賃金審議会において最低賃金制を今後どのように発展させていくことが最も有効であるかという御討議を願ったわけでございませう。それに基づいて出されたのがこの前の中央賃金審議会の答申でございます。それによつて今回の法案を作成したわけでございませう。

○小柳勇君 そりすると、私の初めの質問に対する、労働基準法とこの最低賃金法との関係についてはまだはっきりしませんが、もう一回はつきり答弁していただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 労働基準法の二十八条以下の規定は、本法の附則によりまして削除されるわけでございませう。すなわち労働基準法に基く中央賃金審議会というものはなくなるわけ

でございます。そのかわりに本法によりまして中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会が新たに設置される、これに重要な事項をお諮りして、この最低賃金法案を実施して参る、このようなことになるわけでございませう。

○小柳勇君 さっきの答弁の中には、中央賃金審議会の答申の中に四業種云々という答申があつたけれども、それはまだ業者のいろいろな実態によつて実施できなかった、その後また諮問して今度の新たなこの最賃法というよりな答申が出た、そこまでのいいですね、こまめいいが、その答申の中で、あのような、この前の労働基準法二十八条による最低賃金については実施できないので、新たにこういうふうな方式を求めた、と言われるという、この労働基準法の精神に基づく最低賃金というものが、この政府提案の最低賃金法によつて引き下げられた線においてきめられる法律であるとわれわれは判定せざるを得ない。従つて、さっき言われたような点、中央賃金審議会の答申、四業種実施不可能であつたといふきさつについて、もう少し明確にしておいてもらいたいと思ふ。

○政府委員(堀秀夫君) 数年前の中央賃金審議会の答申では、四業種について最低賃金を実施することが必要であると認められるが、それについては経済的に実効性ある措置をあわせて講ずることが前提である、このような答申になつておるわけでございませう。そしてその答申について各省とも打ち合せましたが、これは経済的に実効性ある措置といふものは一緒に実施することとは困難である。このようなことで中央賃金審議会にもそのような事情を御

説明申し上げ、そして労働基準法の精神に基く最低賃金を有効に実施していくためには、どのようなやり方が現実段階ではいいかということをお諮りいたしました。それに基づいていただいた前提を考慮に入れつつ今回の答申が行われたわけでございませう。

○小柳勇君 経済の実効というよりな言葉を使われましたが、あの前の二十八条による中央賃金審議会の答申の四業種、あの答申があつたにもかかわらず、なおこれが実行できなかった、従つて、今度の最低賃金法によりまして、すなわち業者間協定によるものと、その四業種に期待されたような実効性が出るということですか。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましましては、業者間協定あるいは労働協約というよりな当事者間の自主的な協定に基く最低賃金制をまず実施していくというところが現段階では一番手つとり早い、こういうふうな考え方でございます。それからどうしても当事者間で実施しないという場合には、しかも社会的に見てもどうしても最低賃金制をこの業種に実施することが必要であると思ふれますときには、十六条の職権決定の方式も必要である、そのような場合には中央最低賃金審議会においてそれを十分検討して、それに基づいて十六条の発動をしてもいい、こういう意見であつたわけでございませう。

○小柳勇君 労働基準法の中の中央賃金審議会の四業種はできなくて、あとこの最低賃金法による業者間協定については、この十八万事業所、そういうものの業者間協定が急速に——非常に生活のできないような低賃金労働者が直ちに業者間協定によつて最低生活が守られるということですか。

○政府委員(堀秀夫君) 十八万の事業所、そこに働いております労働者について、これは都会の者もありましょりし、それから農村周辺で従事しておる者もございませう。また、農村周辺におきまして、いわば家庭の手伝いのに、副業的に従事しておるものというよりなものをすべてひつくるものにおきまして、最低賃金を一律に直ちに何千円以下であつてはならないというやうなことを定めますと、それはいろいろ問題が起きます。企業をつぶすというやうなこともなまじやうし、あるいは場合によつては、かえつて解雇というやうな逆選択を招くことも考えられる。そこでまず、業者間において、あるいは労使間において当事者が自主的に協定を結んで、それに基づいて最低賃金を決定していく。その最低賃金をきめる場合、これはもとよりそのまま最低賃金とするのではなくて、最低賃金審議会においてそれが適当かどうかというところを十分御検討願つて、その上で検討していくということになるわけでございますが、まずそのやうな方法をとつていくことが現実的である。それでもなおやらないで、しかも社会的に見て最低賃金制実施がぜひ必要である、このやうになつた場合には、十六条の職権決定を次に発動していく。このやうな方向で進んでいくことが現実的である、このやうに考えておるわけでございます。

○小柳勇君 で、今の問題の中には、二つの、あなたの答弁の中に二つの問題を含んでいます。一つは、政府提案のこの最低賃金法にいろいろいふゆる最低賃金というものと、この労働基準法の

二十八条にいわれる最低賃金というものは、この政府提案の最低賃金法のものとは、決定基準というものはゆるやかであり、非常に下回つた額であるというところ、もう一つは、業者間協定というものとは最低賃金ではないという理念が十六条の強制適用の言葉の中に裏づけられておる。その点二つ確認しておきます。

○政府委員(堀秀夫君) 基準法の最低賃金と、本法案にいう最低賃金とは私は全然同じである、このように御説明申し上げておるわけでございます。

賃金になるならば、これはなるほど最低賃金制に基づく最低賃金ではございません。しかし、そうではなくして、業者間協定というものは一つの手続であり、基礎である、それによつて勞・使・中立、三者構成の最低賃金審議会の十分に審査検討されたものを、因がかりの最低賃金として定めるものでございます。それから、それは最低賃金である、最低賃金制としての最低賃金である。このように考えておるわけでございます。

○小柳勇君　そりすると、この二十九条の中央貸金審議会と、この最低貸金法のいう中央貸金審議会というもののけつじであるならば、あらためてこういうような法律を作らなくても、こちらの方の中央貸金審議会で最低貸金がでるということじゃないか。

○政府委員(堀秀夫君) これは繰り返して申し上げておりますに、基準法の四条だけではわが国に有効な最低賃金制を実施する方法としては適当でない。従いまして、新しく立法を行い、四つの方式を併用して実施していく。

また、これと関連して雇用労働者だけを対象として規制していくことでは、いわゆる関連の家内労働者によるところの不正競争というものを招くことになり、また、一面において、家内労働者だけが雇用労働者と区別された不利益な取扱いを受けることにならざるから、関連家内労働の最低賃金をきめることができるというような内容を持った新しい立法を行うことが必要である。これが中央貸金審議会の御意見であったわけでございます。

○小柳勇君 第二の業者間協定と十六

条を發動しなければ、このような労働基準法にいう最低賃金の精神にマッチしないということをさつきあなたは返事したでしょう、回答しておるでしょう。従つて、この最低賃金法におけるあなたは四つを並行すると言ひけれども、實際ねらっているのは一つしか發動してこないのですよ、順序的には、そうでしょう。業者間協定あるいは労働協約併用、地域適用、四ついかなければ基準局長の發動——そうでしょう。そうしますと、その間の時間的ズレがある。従つて、あなたのこの言葉

の中で、私をごまかそうとしているのは、業者間協定と言われますけれども十六条がございますから、最低賃金法については問題はございません。こちらと同じだと言っているでしょう、そうでしょう。

○政府委員(堀秀夫君) 私はそのうら

ことを申し上げておるのは、でございます。要するに、わが国の現状においては、まず当事者間協定をもとにいたしまして最低賃金を実施することが一歩現実的であり、それが結局労働者自体にとっても一刻も早く最低賃金制を率

施してもらうために有効な方法である。このように考えておる。従ひまして、方法論の問題でございます。基準法の四条だけでわが国に最低賃金を実施していくことでは、方法として適當でない、従ひまして、四つの方式をからみ合せて進展さしていくことが、わが国において真に実効性のある最低賃金を拡大発展さしていく道である。このように考えておるわけでございまして、これは中央賃金審議会の御答申でも全然同じことであったわけでございます。

います。

次の問題は、労働組合法十八条の適用しておる、適用によつて今までずつと賃金を決定した例がありまするが、今労働省としてこのようなことをどのくらいに把握しておられるか聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 組合法十八条による事例は今まであまりございませぬ。これは大体組合法十八条といふものは団体協約一般の拡張適用方式でございます。

○小柳勇君 第一点の、二つの問題がありますから、第一点の、当事者の間で話し合ふことが一番時宜に適しておおるという事は、労働者が自分の賃金をきめるに、発言する機会がないという事です。そのことについてはあとでまた論議いたします。

第二の、四者が並行して、これを利用して、並行してこれを活用したとき

さいいます。最低賃金条項を予想して最低賃金をこれによつて發展させていこうという目的を持った規定でないことは御承知の通りでございます。そこで、この労働組合法十八条に基く擴張適用の事例といたしましては、その中に最低賃金条項の入った例といたしましては、高知と滋賀にその例がございます。

初めてこの労働基準法における最低賃金が実施される。で、あなたは答弁すると必ず業者間協定のあとですつと並べていって、最悪の場合には十六条と云われる。私は一番言いたいのは、一つこの最低賃金という基準にどのような速度で、苦汁労働から脱却できるものかというこの質問の中の討論ですね。そのような速度の観念からいきまして、今度のこの最低賃金法というものが最終的には十六条の発動によらな

○小柳勇君 業者間協定については非常に詳細に報告をとっておられて、この十八条適用の賃金決定についてはなかなかに詳細に、あなた方は知らないといふようなあいまいな報告をされるという方ではないか。私の方でも相当資料ありますから、おわかりなければ発表いたしますけれども、そのようなえこひいきな考え方といえますか、そういうものについてには納得できないから、もう少し詳細にその点の一つ報告願いたい、と思

ければこの苦汁労働すら、苦汁賃金すら脱却できないということをやあなたは証明しているようなものですよ。そのような法律を私どもとしては第二の理由で今のところ、それは事業主だけ、使用者だけを守る法律であると言つて

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金に關する労働協約の、十八条に基く拡張適用の事例といはしましては、まず第一に、高知縣の石灰製造業がございまして、石灰製造業においては、労働協約

の当事者は土佐石灰鋸業協同組合と産生石灰協同組合協議会でございまして、その使用者は十企業、労働者数は五百六十四人、その協定の内容は時間給三十円以下では労働者を使用しない。こういうような内容であったわけでございます。そうして、拡張の申し立ては昭和三十二年四月二日にありまして、地労委で六月四日決議、知事によって、六月十八日でございまして、結局協約の主文全条項を高知県内に全部に拡張適用したわけでございます。高知の地域内においては石灰製造業を営む

もの及びその工場、事業場に雇用されている全労働者が拡張適用の対象になつたわけでございます。

第二は、滋賀の亜炭採掘業の事例でございます。労働協約の当事者は滋賀亜炭製造販売協同組合、滋賀亜炭鉱業労働組合連合会でございます。五企一業、労働者数は百八十三名、この協定内容は坑内夫一日八時間四百円、坑外

夫三百五十円、選炭夫二百円、五十人以上の者については労使で協議の上決定する。臨時雇い、試みの使用期間中の者は除く。こういうことになっているわけでございます。これにつきましては、昭和三十三年五月二十六日には、拡張適用の申し立てがあり、滋賀の地労委において決議の上、滋賀県内の使用者に、同じ業種の使用者に拡張適用されておると、こういう事情になっております。

○小柳勇君 この最賃法の最賃賃金決定方式の第二の問題は、労働組合法士八条の適用によつても、この法案の中の精神は貫かれると私は判定しておるが、その点について、どういふふうにお考えであるか。

○政府委員(堀秀夫君) 労働組合法十八条はいわゆる労働協約の拡張適用方式でございまして、結局、これは協約の拡張適用にすぎないものでございます。従いまして、たとえば、もともとなる労働協約が効力を失いました場合には、拡張適用そのものも効力を失う、このようなことになっておるわけでございます。また、これに違反した場合に刑事的な罰則というものもつかからないわけでございます。そういうような点から考えまして、最低賃金法の中に、今回の労働協約に基づく地域の最低賃金というものを規定したわけでございしますが、これは、もともとなる労働協約が効力を失いまして、結局、最終的に、国がきめた地域の最低賃金でございますから、最低賃金の効力は安定性がある。従いまして、効力がぐらぐらつかない、こういうことになるわけでございます。また、同時に、これに違反すれば、結局、最低賃金法によるところの罰則の適用もある、こういうことになるわけでございます。また、その審査をいたしますものも、賃金に關するところの権威者を集める最低賃金審議会において審査を願ひまして、そうして決定していく、こういうことになるわけでございます。やはり、最低賃金としての安定性をはかるといふゆゑから、最低賃金法に地域的最低賃金を設けたことは、これは実益があると考えております。なお、これによりまして、労働組合法十八条を削除するといふようなことではありませんので、十八条はそのまま残る。その間の連絡規定を附則において規定したと、こういう考え方でございます。

○小柳勇君 労働組合法十八条と、労働基準法の二十八、二十九、三十条をかみ合わしていけば、ちょうど今政府が出しておられる最低賃金法と同じような効果のある最低賃金はできるはずだと、私、思うわけです。私どもはそれでは不満足であるので、社会党なり総評など労働者の団体と、そのようなことで、まだ、この苦汗労働者の苦汗賃金というものを救済できないというところで、新たに最低賃金法を提出しなきゃならぬという方向にあるわけですね。政府も、今、労働協約の適用については非常に危険を感じておられるようだけれども、もし、そのような労組法十八条と労働基準法とをかみ合わせたものが危険であるならば、この最低賃金法の第二の協約拡張適用の最低賃金だって、危険なんだ。その点は同じなんだ。その点についてお伺いしておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 労働組合法十八条が危険だと申し上げましたのは——労働組合法十八条においては危険であるとお申し立てはありますが、不安定であるとお申し立てしたのは、もとになる協約が失効いたしました場合には、拡張適用そのものも失効する、これは最低賃金としての安定性を期し得ない、こういうことを申し上げたもので、最低賃金法の地域的最低賃金によりますれば、もとになる協約が効力を失っても、あくまでも、最終的には国家がきめた最低賃金でございますから、この最低賃金は、最低賃金法に基く最低賃金として安定性があるということを申し上げたわけでございます。

○藤田藤太郎君 関連ですが、先ほどから局長のお話を聞いておりますと、

労働基準法の二十八条以下の最低賃金をきめる場合には「できる」と書いてある。だから、できなかった。今度の法律を見たつて、「できる」と書いてある。これはどういふことですか。そういうごまかしを言つちやいかぬと思う。この法案の骨子になつておるののは、今の基準法の関係と労組法の関係とを除けば——除けばとは言いませんが、業者間で賃金をきめて、この申請に基いて最低賃金をきめる、これができると、こう書いてある。先ほどからの質疑を私は繰り返しませんけれども、ほんのちよつぱりしか業者間協定はできない。その業者間ができたことだけで、要するに苦汗労働者が救われるかという問題が一つ出てこようと思つています。しかし、もっと根本的に今日の世界の中で、業者が、働いておる労働者の意見も聞かずに賃金をきめたり、最低賃金をきめたりしておる国はどどこにあるのですか。ここが私は問題だと思つています。それをぬけぬけと、基準法を改悪してこういふところへ持つてきて、これが適當でございまして、そんな理屈が、あんだ、通るのですか。そこを私は言いたい。先ほどからのいろいろ質疑を聞いておると、適當な答弁がある。たとえば、業者間だけで、業者だけで勝手に、働いておる労働者の賃金を、意見も聞かずに賃金をきめて、そしてやつていくことがいかにも合理的であるように、いかにものもつともらしく説明されるわけですか。ちよつとだけ私は質問したことがありますがすけれども、私は、これから小柳君が終つたらばちほち質問していきたいと思つてすけれども、實際問題として、そういう格好で、實際に今の苦汗

労働者、そういうものが救われるかどうかという根本的な問題が、どうも何べん聞いても理解できないんです。(同じことだよと呼ぶ者あり)同じことと、じゃない。そこで僕は聞きたいんだが、業者間協定というよりような格好のものがアメリカでやったことがあるというお話がこの前あった。世界じゅうにどこにあるかという質問に対して、そういうお話があったんです。だから、どういう格好でアメリカで業者間協定のようなものがやられたかということを詳しく一つ説明してもらいたいことと、一番最初に言った「できる」と書いたから、できなかった。今度の法案を見ても、「できる」と書いてある。これはどういうことなですか、その関連は。

○政府委員(堀秀夫君) 第一の、基準法には「できる」と書いてあると申し上げましたのは、基準法の二十八条以下も、行政官庁が必要であると認めた場合にはできると書いてあるのであって、何か基準法が規定があるにもかかわらず、その基準法違反が行われておるといふような印象の御質疑がございましたので、私は、それは必要と認めた場合にはできるということになっておるのである、このように御答弁申し上げたわけでございます。

それからアメリカの例といたしましては、これはわれわれ、最低賃金法を立案いたしましたのは、もとより各国の事例を参照いたしましたけれども、別にアメリカにあったからそれを選んだというのではございませんので、あくまでもこれは労・使・中立三者構成の中央賃金審議会におきまして御答申になりましたそれをそのまま法案化したということでございます。

それからアメリカにおける事例でございますが、これは産業復興法に基きまして、そうしてこれによって業者間においていわゆる公正規約というものを作成いたしました、大統領の認可を受けるということにいたしましたのが、まあ外国に例を求めればそういう事例がある、こういうことを申し上げた次第でございます。

○委員長（久保等君） お静かに願います。

「議事進行」「何が議事進行か」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

「質問中だ」「発言中じゃないか」「委員長、議事進行」「何を言うか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○委員長（久保等君） 御着席を願います。

「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○委員長（久保等君） 御着席を願います。――御着席を願います。――お静かに願います。質疑を続行いたします。――委員長、議事進行だよ」と呼ぶ者あり、発言中でございます。藤田君に指名をいたしております。藤田君に発言を許します。御着席を願います。

○藤田藤太郎君 今の私が基準局長から聞いたのは、基準局長の答弁の中に、基準法は「できる」と書いてある、「できる」と書いてあるからできないか、あなたという答弁があった。それで四業種の規定はあったけれども、できなかったんだというお話があった。私はそれを知っているんですよ。今度の法案も「できる」と書いてあるじゃないま

道三にお答へになつたのか知らないけ

では、もとよりわれわれは最低賃金法

院まですると論議してきた中で、局長

いてお述べ願いたいと思う。

めるときと書いてある。この八十三万

八千人の、五十七万世帯の家事労働者というものは、おそらく苦汗の賃金であらうと思う。そのような労働者について、この法案では必要あると認めるときだけにして、非常にそのものは労働者の方に中心を置いてやる。その点についてこの法案を修正して、家事労働者もこれと同じような方法によって家事賃金を決定する意思があるのかどうか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましても、中央賃金審議会における御討議の際に、きわめて御熱心な御議論が戦わされたわけでございます。そしてその結論と申しますのは、将来の問題といたしましては、わが国の家事労働者について、総合的な家事労働立法を行うことが必要である、こういう結論でございました。しかし、現段階において、わが国のように複雑多岐ないろいろな仕事を各地で大小さまざまなメーカーが発注して、これを家事労働者が実施してある、その実態が把握できないというような現段階においては、直ちに家事労働法を実施することは不可能であるから、従いまして、現段階においては、さしあたり関連の家事労働について最低加工賃を定めることができないという規定を設けて関連家事労働を規制していくべきである。それから、それと同時に、政府は最低賃金法実施とあわせて並行して、将来家事労働法を制定するための準備と調査に着手すべきである、こういう答申であります。われわれもこの答申と同じ見解でございます。本法案において、関連の家事労働について必要な規制を行なって最低加工賃をきめていく。あわせて、本法実施とあわせて

て将来の問題としての家事労働法制定のため必要な準備及び調査に着手する予定でございます。

○小柳勇君 今の局長の答弁の中に、また大きな二つの問題があります。第一は、この中央賃金審議会の答申というものが、あたかも満場一致であったかのごとく常に衆議院でも参議院でも答弁しておられるが、これは誤りであり、中央賃金審議会の速記録を讀んでみても、労働者側は常に反対しておる。そのことを私は第一に申し上げておきたい。第二は、家事労働者については、現在家事労働の最低賃金を決定する必要があると認められないような発言があったので、それを確認しておいてよろしいのかどうか。

○政府委員(堀秀夫君) 中央賃金審議会の答申の作成につきましては、いろいろな経緯がございました。結局のところ、この答申を出すことについては、全員異論がなかったわけでありまして、それから答申の内容につきましても、労働者側の一部委員は積極的に賛成、他の委員は、内容には反対である。このような御意見であったということ、これは、議事録をごらんになつてもおわかりの通りであります。それから第二番目に、家事労働については、さしあたり関連の家事労働について最低加工賃を決定する。その場合には、中央賃金審議会にかけて、その意見によって最低加工賃を決定する、このような内容であったわけでありまして、

○小柳勇君 それではこの八十三万八千人の家事労働者は、いつになったら一体その生活を豊かにし、それを保護しようとしておられるのか、聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金が決定された場合において、その最低賃金の適用を受ける労働者を雇用するよう企業と同じような内容をもって併存しておる家事労働については、最低加工賃を逐次決定していく、こういうことになると思ひます。その他の問題につきましては、中央賃金審議会の御答申にもありましたように、まだ現在その全実態を把握しておりませんので、そのための必要な準備、調査をさつそく行なつて参りたい、それによつて結論を出したいと考えております。

○小柳勇君 さつきから何度も言うように、労働基準法ができてすでに十二年です。家事労働なり最低生活者の実態についても、統計から一応数字は出たけれども、家事労働者の現在の実態です、それはこの間の資料にもあつたように、非常な格差があるわけであり、このような統計的なものについて、すでに把握しておられるにかかわらず、なおこの法案の中には、非常に冷淡に扱つておられる、さつき近い将来にという話があつたけれども、一体具体的にどのくらいの見通しを持つておられるか。

○政府委員(堀秀夫君) 先ほど御説明申し上げ、また、資料にもありますように、大略八十三万の家事労働者がおり、さつきから御説明を把握しておりますが、その間における発注の状況とか、作業の内容とか、あるいは作業形態等については、まだ今のところ正確な調査ができておりません。これについては、さらに将来実態を把握しなければなりませんので、現在も調査を継続中でございます。それらの実態

を把握いたしました上で、なるべくすみやかにこの中央賃金審議会の答申にもあつたように、家事労働の調査準備に着手したいと考えております。

○小柳勇君 われわれとしては、現在の家事労働者の苦汗の賃金あるいは生活の苦しさ、そういうものについて、調査、その他身をもつてもよくこれを見て、われわれとしては家事労働法というものを、最低賃金法と同時に制定することが最も妥当なことであらう、そうしなければ、この最低賃金法を出しても、それこそお賃金格差を大にするであらうという見解を持つておられる。さつきから、この最低賃金法については、われわれとして反対をしておる。

次に、第四番目の問題は、民間の労働者に対しては、最低賃金をまあ十年か二十年かけて、これによつて生活を保護しようとしておられるんだらうが、政府の雇用者、たとえば自由労働者、そういうものに対する最低生活についてはどのように考えておられるか。

○政府委員(堀秀夫君) 政府の雇用する自由労働者、これは失対事業等の労働者がこれに当たると思ひますが、これらにつきましてはPWを基礎にいたしまして、これらを勘案の上、現在その額をきめておるところでございます。これらにつきましても、今後さらに調査等につきましても、今後さらに補完するといふような方法を考へております。ただし、本法によりましては、必要な場合には政府の雇用者でございまして、特別職の者は労働基準法の適用を受けるわけでございまして、従いまして、一般職でない特別職の労働者につきましては、これは労働基準法の適用を受けずから、最低賃金法による最低賃金の適用を受ける可能性があるのでございまして、

○坂本昭君 関連して……局長に伺ひますが、この前、大臣からは若干御説明いただきました今の一般職別賃金でございます。これで今全就労者は特別失対について昭和三十三年にきまつた額のたしか七割ぐらいですか、上つて今度の予算も組まれているはずであります。ところが、一般失対に対しては、三百六十四の頭打ちのままで予算を組んでいる。私はこのことと、今度皆さんの最低賃金制をおきめになると何と何と関連があつて、なるべく低いものを作つておこう、さつきから、一般失対については三百六十四で頭打ちにされたのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 決してそのようになつておつたわけではございません。これは昭和三十三年におきまして、御承知のように、職種別賃金、いわゆるPWが、毎年実施されております労働者の統計調査部における屋外労働者の職賃の調査、職賃乙調査といつておりますが、それによりましてPWの変更が必要なきときには変更いたしておりますが、昭和三十三年四月におきまして、約七割のPWの改訂を行なつたことはただいまお話し通つてございまして、その後、昨年におきましては、一昨年の職賃乙調査の結果がその前と比べて変動がほとんどございまして、約一、二%の変動しかありませんでしたので、それを据え置いたわけでございまして、そこで本年度の問題でございまして、これは昨年の秋に統計調査部で職賃乙調査を実施しまして、

その結果を目下集計中でございます。
これが集計が完了いたしました。現在、統計調査の結果を、その結果を目下集計中でございます。これは、現行のPWとからみ合せてみまして、値上げが必要であれば値上げを行。ただ前提となる調査の結果がまだ集計ができておりませんので、それを待つておる状態でございます。

○坂本昭君 今……「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(久保等君) 発言中です。

○坂本昭君 質問中です。今の一般職特別賃金の問題でございますが、一般の失対に対して八〇%ないし九〇%の頭を押えて、私はこういふやり方は当然経済生活と同様に上つていくべきところの国民生活の水準というものを……「議事進行だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然

○委員長(久保等君) お静かに願います。

○坂本昭君 ことさらに押えていくものではないか。もし皆さんがほんとうに低所得層の家内労働の人たちの最低賃金というものを確保するという熱意があるならば、私はこういふ公共事業などに働く人に対して、すべからずさういふ八〇%ないし九〇%上から押えてしまふ、こういういき方は早く取るべきだと思ふ。お取りになった上で、そしてまた、最低賃金をやるといふなら、皆さんの誠意をお認めすることができるとすけれども、一方ではさうやって押えてしまつて、さうしてまた、さうやって今度は最低賃金を出す、さういふところに私は非常に矛盾を感じるのですが、この点どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 現在のところ、お話のように、PWが公共事業の

労働者の賃金、それからあるいは失対事業の労働者の賃金等の基礎資料として使われております。そこで、これを取ることに影響等につきましては、今後なるべくすみやかな機会に検討したいと思ひます。その検討によりまして、これをどういふような方向へ持つていくか、あるいは存続するか、あるいはやめるか、あるいは改正するかという点については、なるべくすみやかに検討を行いたいと考えております。「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(久保等君) 小柳君が質問中です。「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(久保等君) 小柳君が質問中です。「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然。ただいま小柳君が発言中です。関連質問ならば、関連質問で発言を求めて下さい。「公平にやれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。小柳君の質問に関連した御質問であれば御発言を願います。小柳君の質問に対する坂本君の関連質問であります。「議事進行だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。ただいま小柳君の質問中でありまして、お静かに願います。小柳君、質問を続行して下さい。

○小柳君 今の前の委員会でも質問してゐるうちに、PW政策については、自由労働者をもう四年間も最低賃金に据え置いているが、このような経過について、五月前後には統計が出る、また、調査の資料が出るという発言であるが、その後の経過について聞いておきたいと思ひます。「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(久保等君) お静かに願います。

○政府委員(堀秀夫君) 現在、統計調査部において、その結果を目下集計中でございます。五、六月ごろには統計の結果が出るかと考えております。

○小柳君 次の問題に入りませんが、私はさつきから言つてゐるうちに、まだ質問は相当ありますので、静かにして下さい。時間としてもまだ四時です。「何時だつて同じだ」「議事進行」と呼ぶ者あり、質問が相当あるということ、前もつて予告しておいたはずでありますので、最後まで静かにしておいて下さい。「同じことだ」「同じことじゃない」と呼ぶ者あり、この前の一般質問の中で、最後に、私は労働大臣並びに労働局長に確認しておきました。それが、それは衆議院の方で質問があつた中で、三つの項目があつて、それを確認しておきました。第一は地域というものが、全国的に広がつたものを地域と考へるということが第一です。第二は、労働の質と量というものが、非常に今全国的にも格差が少なくなつてきた、このことも衆議院で確認されて、私はこれを確認しております。これが第二です。第三の問題は、生活実費、生活実費といふものは、少くとも男子十八歳になれば、人事院が言つてゐるうちに、八千円ぐらいの生計費といふものは標準的に必要である、そのことも確認しておきました。しかも労働局長が再々答弁してゐるうちに、この最低賃金の決定方式は四つあるけれども、その第一に着手することは、中央最低賃金審議会であり、地方最低賃金審議会である。ではその最低賃金委員会で、生計費やあるいは工場の支払い能力やあるいはそつちの労働者の分布などを、詳細に調査して、直ちに着手すると言つてゐる。しかもその生計費を調査する中に、人事院の標準生計費なども、有力な資料であると言つてゐる。従つて、さういふようなことでずつといきますと、われわれが言つてゐる最低賃金というものは、全国的に一律にきめて、さうして初め低くともやむを得ないかもしれないけれども、さういふものを一応きめておいて、その線から地域的にこぼれがあらはれる場合には、地域的に積み重ねていって、これを基準局で認めて大臣がきめる、さうしてこれを最低賃金法とするのが最も合理的であり、しかも一番早い、さういふことを私は今考へてゐるが、この点について労働大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) そのことはもうここで何べんか議論がありまして、「その通り」「私は初めてだ」と呼ぶ者あり、そのときにおいでにならなかつたかも知れませんが、もうすでに教回やつてゐることでもあります。それはやはり今日の段階においては、一律の最低賃金をきめるということには反対であります。また、経済界にはいろいろなフリクションを、波乱を招きますからして、やはり今日の段階においては、さういふ方法はとらなない、やはり私も政府が原案として作成いたしましたのは、中央賃金審議会の長時間にわたる研究の結果であります。これがきつて妥当なものであります、さういふふうに考へております。

○委員長(久保等君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(久保等君) 速記を起して。

○委員長(久保等君) 速記を起して。

小柳君に発言を許しました。発言を続けて下さい。「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○小柳君 大臣からの答弁がありましたが、私は今初めてです。この前の質問からずつと一般論をやつて、さうして各論に入つて、私の質問をまとめたいながら、私なりの一つの意見を申し上げたい、このように考へて質問をいたしておるわけですが、そこで、今大臣が何度も答弁されたという、私の質問は、そのようなことであるならば、中央賃金審議会というものがこの労働基準法にいうのと同じであるならば、この業者間協定という、この最低賃金法の表看板であるさういふものを新たに提案されないのが、この現在の最低賃金労働者を早急に引き上げる一番大きな方法であらう、さういふことをわれわれとしては言ひたいわけですが、従つて、今から私は、逐次各論的に質問を展開していきたいと思ひます。

最低賃金の決定方式について三つの方式を並べておられる。で、生活賃金も考へよう、あるいは公正賃金の原則も考へよう、支払い能力の原則も考へようと言つておられるが、今までの大臣なり基準局長の答弁を聞いておると、現在の業者は、この労働基準法によつて中央賃金審議会に諮問されて答申が出たように、四つの業者すら最低賃金をきめ得なかつた、そのような実態ではないか、あれからまだ三年しかたつておらない。そのような実態をいま一回答弁願つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 三原則と申し上げますが、この第三条に掲げたものでございますが、これらのものについて

○委員長(久保等君) 速記を起して。

は、われわれが今まで御答弁いたしました通り、賃金支払い能力というのにつきましても、通常の事業の賃金支払い能力でございます。個別の企業の賃金支払い能力をさすものではございません。これらの三つの基準を参考といたしまして最低賃金を決定する、このような考え方で参つたわけでございます。

○小柳勇君　そこでもまだ三年もたたないのに、この労働基準法の最低賃金が実施できないのに、今この最低賃金法が通りました。この法案よりももう少し早く、たとえば今もしこれを書きかえられて、一年なり二年待つて、もつと労働基準法にいうような賃金審議会などを発動されて、早急に生活実態なりあるいは業者の支払い能力なりを調査されて、直ちに私どものいうような全国一律の賃金を出せる機会に、最低賃金法を作られてもいいのではないかと私は言いたいわけです。その点について御答弁願つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君)　私も、中央賃金審議会の答申にありましたように、現段階においてはこれら四つの方式をからみ合せて実施し、これを拡大的に発展させていくということが最も適当であり、また、これを即急に実施する必要があると考へております。この法案の早期制定につきましては、関係者からも非常に早期に、促進を要する声をおかれ受けておるわけでございます。中央賃金審議会においても、この四つの方式をからみ合せて最低賃金法案をすみやかに制定すべきことという答申が出されております。私も、やはり基準法的方式だけでは、たった四条だけの条文で、この非常に

複雑な日本の中小企業の実態を抑えていくと、このようなわけにはなかなか参りませんので、やはり四つの方式をからみ合せて、それからまた必要な場合には、家内労働者の最低賃金も決定できるということとを合せました総合的な本最低賃金法を実施することが、結局わが国における労働者階層に最低賃金制を普及していく、これはいろいろの議論もございまして、これはいろいろの議論もございまして、われわれとしては、中央賃金審議会の御意見の通り、これを即急に実施していくことが、やはり現段階では最も要請されておるのではないかと、このように考へておるわけでございます。

○小柳勇君　四十六カ国くらい最低賃金法を持っています、さっきの光村委員の質問にもありましたように、日本のような国は、いかんせん決定方式を採用している国はない、しかも日本の経済情勢とそれからこの国が一番似ておりますかという質問をした際にも、大臣も局長も正確な答弁もなかった。それにもかかわらず、このようなこの賃金の決定方式を決定された。これと一体、今後の賃金の格差、開き、それを縮めようとしておる、それが一体可能であるかどうか。また、これはインドの例もありあるいはフランスの例もありあるいはオーストラリアの例もありありますが、外国において、こういうようなものはすでに失敗した。その決定方式をとつて、すでにもうILOの二十六号条約ができてすでに十数年になります、今この時期にこういうような法律を出して、これから漸進的に十年から二十年の先を大方向でおられると思ふけれども、そういうことをしなくてもよろしいのではないかと。もし

今無理ならば、来年私どもの言うようなものを作られることが、ほんとうにこの苦汗賃金を脱却する道ではないか、こういうふうに思いますが、この賃金格差の問題と、こういうような支払い能力を重点にする方式について、いま一応一つ御説明願つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君)　これは、私もこれ申し上げたことでございまして、現在まで法律によらないで実施されておる業者間協定の実績を見ましても、多いところでは三〇％程度、それから平均して一〇％から二〇％程度の賃金上昇が来たとされておるということが報告されておるわけでございます。

い、わんや法案実施の後にございましては、労働者を含む最低賃金審議会において、その申請の内容を検討いたしまして、その上で最低賃金を決定することになるのだから、私は今までのように賃金の向上は期待できると考へております。そのような面を考へますときに、やはりこの最低賃金法を実施いたしました際には、わが国における賃金格差の縮小に寄与するところが相当多いと、このように考へております。

それから支払い能力の問題でございまして、これは個別の支払い能力のことをさすものではございません。その業種の産業が支払うことが通常期待される、正常経営をしていく場合に、通常期待されることの支払い能力をさすものでございまして、

○坂本昭君　関連、先ほど局長の御答弁もそれから大臣の御答弁も、支払い能力ということに非常に重点を置いておられる。で、本来この最低賃金の問題は、労働者の生活の安定、それか

ら労働力の向上、それから今の事業の公正なる競争、これは幾つかの目的が確かにありますが、私は一番大事な柱は労働者の生活の安定だと思ふ。どうもそういう点の皆様の強調が非常に少いように思ふ。私はそういう点で皆さんの誠意をさへ疑わざるを得ない。なるほど労働者の生計費について皆さん方かなり計算はしておられる。しかし、いつも賃金支払い能力という面の方ばかり強調せられておる。先ほど四千円以下の雇用者が百二十万人もおるというふうな話が出まして、私が失対の三百六十円の話も申し上げました。あなたの方ではできるだけすみやかにそういうことを訂正していくと、私はどこまでもすみやかにされるのだから、あのILO条約の批准と同じように、いつまでも条件をつけて引き延ばされるのじゃないかと思ふ。たとえば一例をあげると、今の低所得層の中で、特に労働能力のあつて一番はじめに低所得層の人、これは一体何と思ひますか。一番賃金の少い、そうして働き得る能力がありながら、一番このみじめな賃金をもらつておる人、おそらく皆さん方の眼中にないのじゃないかとまで思ふけれども、一応そういう者があるのです、実際。あなたの方のこの法律案の中にも書いてあるのだけれども、念のためにもちつと局長さんに伺ひます。

○政府委員(堀秀夫君)　ちよつと御質問の趣意がはつきりいたしませんでしたが、たとえば家内労働者であるとかそういうようなところ、あるいは農村周辺の副業的な業務に従事しておる方があるようにわれわれは拝承しております。

○坂本昭君　この間、大臣はもうすでに先刻御承知なんですけれども、この間の当委員会では、実は私が提案理由を申し上げました身体障害者雇用の問題です。この中にも、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、これは皆さんの中でもはつきりしておられる。私はこれははつきりしてはならぬと思ふのです。こういうところに手厚い保護を加えることが、この低賃金の対策の一番大事な点なんです。で、私、今なぜ特にこういうことを申し上げるかというと、この間の当委員会でも、私たちは、皆さん方はそれをおやりにならないから、身体障害者の雇用を促進するため、ああいう立法を出して、そしてその職場、同一職種の少くとも八〇％は賃金を確保すべきである、そしてその確保のでき得ないという認定を、特に雇用審議会が決定したときには、その差額を国が負担すべきである、私たちはそういう考えを堅持している、しかし、皆さん方は「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」ははつきりしてしまつて、こういう考えのもとに立つておやりになるのでは、ほんとうの最低賃金制というものは確立できないと思ふ。私はこの点については、大臣もこの間から私の提案理由も御聞きになつたはずですから、大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君)　身体障害者の問題については、やはりこれは別に私どもは考へていくべきだと思つておられます。繰り返して申し上げますけれども、先ほど来申し上げるように、われわれは自由経済の立場に立つておる方でありまして、その支払い能力が欠除しているということで困窮がこれを

○坂本昭君　ブラジルあたりには身体障害者の雇用法があつて、そしてそういう人たちを一般の人たちの雇用の率の程度まで引き上げるようにし、そして今のよりな、たとへば、からだがか不自由ですから、十分な時間、フル・タイムに働けない。そのために、時間的な制限——パート・タイム制を与えている。そういうことによってその人の最低の生活というものを保障している。だから、必ずしもこの最低賃金のところでこれを除くということを私はいかぬということを言っているのじゃありませんよ。これは、社会党で出しました案の中でも一応除いておりました。おりましたけれども、それではいかぬから、身体障害者雇用法によってそれを補っているわけなんです。そして、それを明確に同一職種そのこの地域における平均の賃金の八〇％以下に下げたはいかぬと。そして、八〇％以下特

に認められて六〇%になった場合には、八〇%と六〇%の差額は国が負担する。特に今度は、皆さん方が国民年金を作られて、障害年金を与えるようにする。その、六〇%に障害年金が加わったら、その差はもつと縮まってくる。そうしたら、その差だけを補えばいいわけでありませう。だから、そういう建前であれば、先ほど来大臣は支払い能力のない場合には国がそれを負担することはできないという考えを再三にわたって述べられましたけれども、それは、所得保障という立場から言えば、すでに年金についても実施せられている。従つて、そういう考慮もあり得るのではないかと、私はそう思うのです。ですから、繰り返して、これはまあただ単に、今まで同じ問題ばかり出ていると言ふから、この身体障害者の例を取り上げて、おそろくこの問題は今まで取り上げられていないと思うから、あえてこの問題をお尋ねしているわけなんです。いつの時期にこういう問題を最低賃金の問題と組み合せて御解決する御予定ですか。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金法の中に除外例を設けることはまあ差しつかえないじゃないかと、こういう御意見でございます。私もその通りだと思つて、従いまして、本法案においては、このような規定を設けておきました。これでさしあたり実施して参りたいと思ひます。

ただいまお話し、従来のうちを傾けられたいいろいろな御意見がございました。これは、私ももつとつしんで拝聴したのでございます。これらの問題につきましては、今の企業の実態を——精神、身体障害者の雇用を行

なつておるところの企業の実態等をも少し調査いたしまして、ただいまの御意見等も十分今後参酌いたしまして、検討いたしたいと思ひます。

○小柳勇君 さつきの質問の続きに入りますが、賃金の決定基準が三つの原則によつて定められている。それは誤解のないように言つておきますけれども、社会党としても、支払い能力の原則、これを絶対に否定しておらない。最低賃金の決定については、生活賃金の原則、公正賃金の原則、あるいは支払い能力の原則、この三つの原則は、これは世界共通のものであらう。そのウエートのとり方です。しかも、それがあとの決定の方法になつていくわけなんです。もしあなた方が業者間協定というものを削除されるならば、この三つの原則はそのままよろしいと思ひます。この業者間協定があるために、さつき大臣が言われたように、現在の中小企業の支払い能力を無視し、零細企業の支払い能力を無視するならば、共倒れだと言われた。その通りでしょう。しかしながら、そのことによつて労働者が生活するだけの賃金をやらないでいいという裏づけにはならないわけなんです。私もとしては、この業者間協定と銘打たれた最低賃金法でそのような支払い能力の原則というものを今出すことは、現在の賃金を、たとえば前の四業種ができなかつたように、無理にきめろと基準局が言つていけるならば、現在の情勢がそのまゝ業者間協定になりませう。そのことは、今四千円以下の者が百二十万あつたというのが、そのままこれが最低賃金法として認められるということになるわけなんです。そのことをわれわれは反

対しているわけなんです。従つて、この支払い能力の原則そのものについては否定しておらないということをまず私は明らかにしておきたいと思ふ。そこで、この支払い能力などの三つの原則を感つたこの最低賃金法が、もしそのまゝあなた方がこの原則を通したいというならば、あとの業者間協定というものは、あなた方が説明するもの、最後の賃金審議会というものを前面に出して、これで決定いたしますというところになぜ変えられないかというところを質問するわけなんです。

○政府委員(堀秀夫君) 御意見は拝承いたしました。われわれとしては、中央賃金審議会の御答申にもありましたが、やはり業者間協定、あるいは労働協約に基づくこの当事者間の自主的な協定、これをもとにして、しかもそれをそのまま認めるというのではなくて、労働者を含む賃金審議会において十分検討していただいて、その御意見を尊重して最低賃金を政府がきめると、この方式がやはり妥当である、それに加えて十六条をつけていくと、やはりこの方式が中央賃金審議会の御答申にもありましたが、われわれは現状においては最も妥当であらうと思ひます。

○小柳勇君 そこで、中央賃金審議会並びに地方賃金審議会の性格が問題になつてくるわけなんです。ILO二十六号条約、あるいは三十号条約の勧告にもありますように、最低賃金については労使対等の発言をもつてきめる。それが、もし賃金審議会において、労働者、あるいは公益委員、使用者などが、今の仲裁委員会みたいなきめて、中央労働委員会みたいなきめて、これ

を答申して、これが決議機関になるならば、ある程度労働者の賃金というのについても第三者的に見ることができであらう。しかしながら、現在のこの法案は諮問機関です。出しまして、これを労働大臣がいけないと言つたら、これはもう再度これを進言することはできない。しかも、これはどこに行かといふと、帰つていつたら、業者間協定できまつた以上、業者間も動かせません。これでは、ただ勧告にとどまるでしょう。指導するといつても、指導して聞かなければ、それまでです。そのようなことでは、三つあるけれども、支払い能力だけが中心になる法律ではないか。だから反対しておるわけなんです。従つて、今私どもとして言いたいことは、今ここでこのようにもので業者間協定とくつつけたものにするならば、この賃金審議会の性格を変えて、しかもこれを前面に出して、業者間協定といふものはもういりません。ほかにありますから、賃金審議会もあるし、統計調査部もあるし、いろいろありますから、そういうもので資料をおとりになつて、賃金審議会の性格を変えて決議機関にする意思はないかどうか質問したいと思ふ。

○政府委員(堀秀夫君) これは各閣にもいろいろな事例がございますが、やはり、私が調べましたところでは、諮問機関の性格のものが多いように思ひます。わが国の実情で、最終の決定は、やはり、経済政策、労働政策、社会政策に重要な関連のある問題でございますから、行政的に責任を持つ労働大臣が最終の決定機関になると、審議会は諮問機関の性格を持つというこ

とが私どもは妥当であると考えております。ただ、その間の関連につきましては、私も、お話しのように、この賃金審議会は各界の代表者、権威者をもつて構成する権威のある機関でございますから、この御意見は文字通り十分に尊重して参りたいと、このように考えております。

○小柳勇君 賃金審議会を決議機関とする、今のこの法案のような性格よりも、もつと強い機関にするという決意はないということですか。

○政府委員(堀秀夫君) これは、いろいろな御意見もございませうが、私も、この法案を提出した者といつたしまして、やはり現行の法案の内容が適当であると、私どもとしてはそのように考えております。

○小柳勇君 それでは次に質問を続けますが、重ねて言ひますけれども、賃金審議会の性格については変えることができないような発言です。そこで、そのような中央賃金審議会、地方賃金審議会であるならば、もう初めにきまつた業者間協定、たとえばここに二つの木材屋があつて、ここで四千円ときまつたならば、労働大臣はその腹だから、自由主義の世界であるから支払い能力は無視できないと言つておられるから、このことで頭がいばいだから、それ以上に最低賃金というものを引き上げる可能性というものは私は大臣の答弁から受け取れないわけだ。そうしますと、その賃金審議会として、たとえばこれを諮問いたしまして、これじゃ少いと言ひまして、大臣がああそれはもう業者間協定よりも少し上回つていからだめだと言われまして、それからきりでしょう。その点どうですか。

○政府委員(堀秀夫君) 賃金審議会の三者がお集まりになりました。十分御検討の上、こうすべきであるという御意見が出ましたならば、事実上労働大臣がそれを文字通り十二分に尊重しなければならぬところであり、われわれとしてはそのような考え方で運用したいと考えております。

○小柳勇君 それでは労働者の意見、これはもう特に五人や十人の職場ではもう親方は親方の丸で、親方が言うことについて反対する労働者はごくわずかである。反対でもしたら赤だと云って首切られるのが関の山だが、反対する労働者はごくまれだ。しかも高等学校を出て十八才で採用されるとき、親方に対して「私は幾らで雇ってくれます」と質問し得る新卒生は一名もおらぬのではないかと。かようなとき、一体だれが最低生活を保障してくれるか。親から「お前四千円でまあ遊んでいろ」といふから行け」と言われて出される。そうすると、業者間協定になってくる。(同じ質問じゃないか)と呼ぶ者あり。実際に出ている業者間協定の平均は四千二百二十五円、かような四千二百二十五円では、男子十八才の標準賃金にはならないと、人事院は勧告している。従って、いま一回質問するが、この賃金審議会というものを前面に出して、この業者間協定を引っ込める、そういうようなことをもう一回考えないかどうか。

○政府委員(堀秀夫君) これは労働者代表が賃金審議会に御参加になつていくところであり、労働者代表、労働者代表に十分そういう御意見を発言していただくということが期待できると思ひます。私どもはそれによつて決定を行いたい。これを変える意図はございません。

「議事進行」質問中じゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(久保等君) 委員長の手元には多数の質問通告者がございます。議事は進行しております。小柳君。

○小柳勇君 そこで今までの答弁によりますと……

「議事進行、議事進行」議事は進行しているじゃないか」と呼ぶ者あり、議場騒然。

○委員長(久保等君) お静かに願います。

「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。議場騒然。

○委員長(久保等君) これでは議事が進行できませんから……

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(片岡文重君外六名発議)

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案

第一条 この法律は、保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務する保健婦、助産婦又は看護婦等が産前産後において休業する場合におい

て、その休業中における代替要員の確保に必要事項を定め、もつて保健婦、助産婦及び看護婦等の母体の保護を図りつつ、当該保健所又は病院若しくは診療所におけるこれらの者の担当する業務の正常な運営を保持することを目的とする。

(代替要員の確保)

第二条 保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務し、かつ、保健婦、助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第一条、第三条、第五条若しくは第六条に規定する業務をその職務としている保健婦、助産婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの者の業務の補助をその職務としている女子が産前産後において各六週間以内の期間休業する場合においては、任命権者は、その休業の期間を任用の期間とし、その者に代つて職務を行わせるに適する者を、臨時的に任用しなければならない。

2 前項の規定による任用は、現に国家公務員又は地方公務員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま任用する方法によつて行つてはならない。

(適用除外)

第三条 前条の規定による任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十条第一項から第三項まで(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む)及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十

号)第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で、政令で定める。

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により臨時的に任用される者」を、又は保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十四年法律第号)第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

3 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び休職者」を、「休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十四年法律第号)第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

4 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「及び非常勤の者」を、非常勤の者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十四年法律第号)第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中「及び財政法」を「保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律(昭和三十四年法律第号)並びに財政法」に改める。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、職業訓練法の一部を改正する法律案(衆)

職業訓練法の一部を改正する法律案

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「この条において」を削る。

第三十四条第二項中「都道府県が」の下に「第十二条第一項の認可を受けた市町村等又は」を加え、「認定職業訓練」を「その行う職業訓練」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は同日)

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第九条第二項から第七項までを次のように改める。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

3 第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができ。

4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種

類及び数、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。

5 第五条から第七条までの規定は、第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基づく政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基づく政令で定める基準」と、第七条第一項中「第三条の許可」とあるのは「第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。
第十条第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。
三 前条第一項の規定に違反した者

第十一号第二号中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号を削る。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正前のへい獣処理場等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容す

るための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後のへい獣処理場等に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。